

地域福祉の推進に向けたアンケート調査（相談支援機関用）
結果報告書

令和2年10月

青森県健康福祉部健康福祉政策課

目 次

アンケート調査の概要	1
調査結果	
専門以外の相談への対応について	2
連絡や連携のスムーズさについて	4
関係機関をコーディネートする機関の必要性について	7
複数分野の課題を抱えるケースへの対応について	10
コミュニティソーシャルワーカーの配置について	12
コミュニティソーシャルワーカーの必要性について	15
コミュニティソーシャルワーカーの役割への期待について	18
福祉サービスの自己評価の実施について	20
福祉サービスの自己評価の必要性について	23
外部評価の状況について	24
関係機関と連携して対応した例（主なもの）	25
資料編	
調査票	

アンケート調査の概要

1 調査目的

青森県地域福祉支援計画【第二次】改定のための基礎資料を得ること。

2 調査対象

市町村社会福祉協議会、生活困窮者自立相談窓口、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、地域子育て支援拠点、障害者相談支援事業所、発達障害者支援センター、女性相談等

3 調査期間

令和元年11月1日～令和元年11月30日

4 回答状況

調査対象	対象数	回答数	回収率
市町村社会福祉協議会	40	36	90.0%
生活困窮者自立相談窓口	16	16	100%
地域包括支援センター	72	59	81.9%
子育て世代包括支援センター	7	7	100%
地域子育て支援拠点	97	66	68.0%
障害者相談支援事業所、 発達障害者支援センター	112	87	77.7%
女性相談等	3	3	100%
計	347	274	79.0%

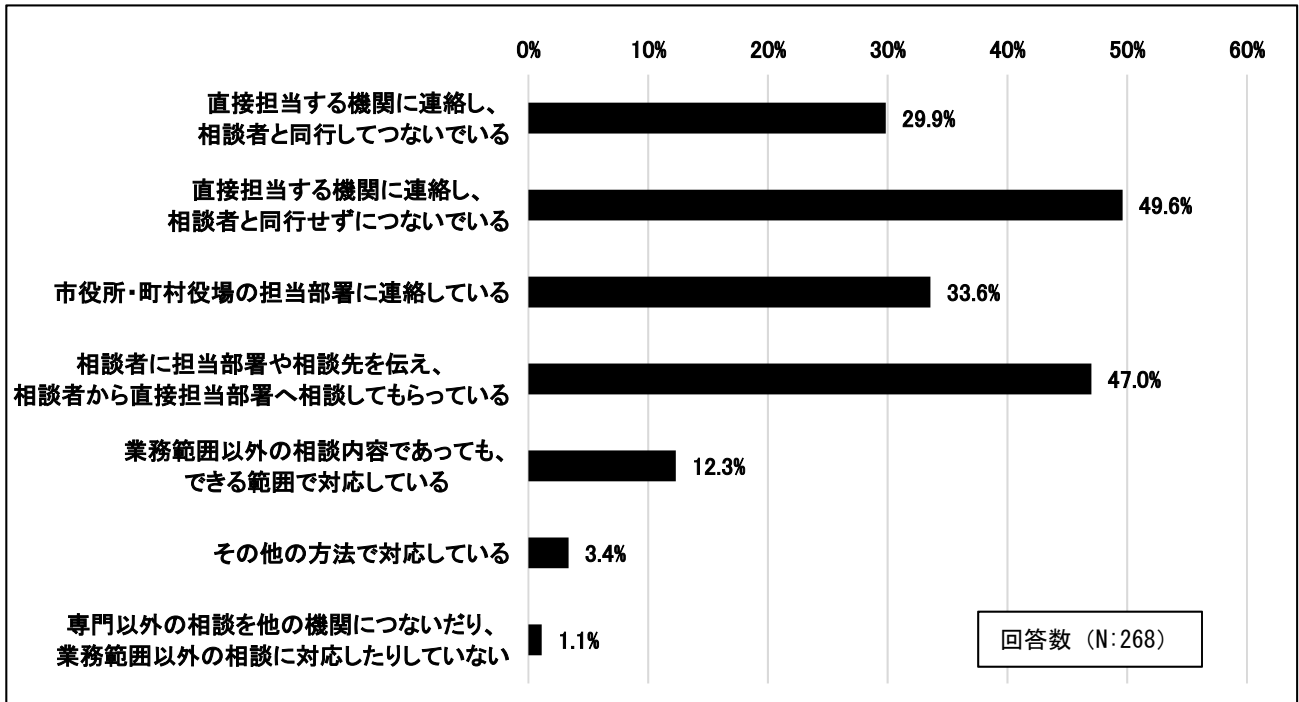
※ 自由回答の扱いについて

自由回答の記載については、文意を損なわない程度に修正している部分がある。
また、個人が特定されると思われる回答については、記載そのものを見送った。

○ 調査結果

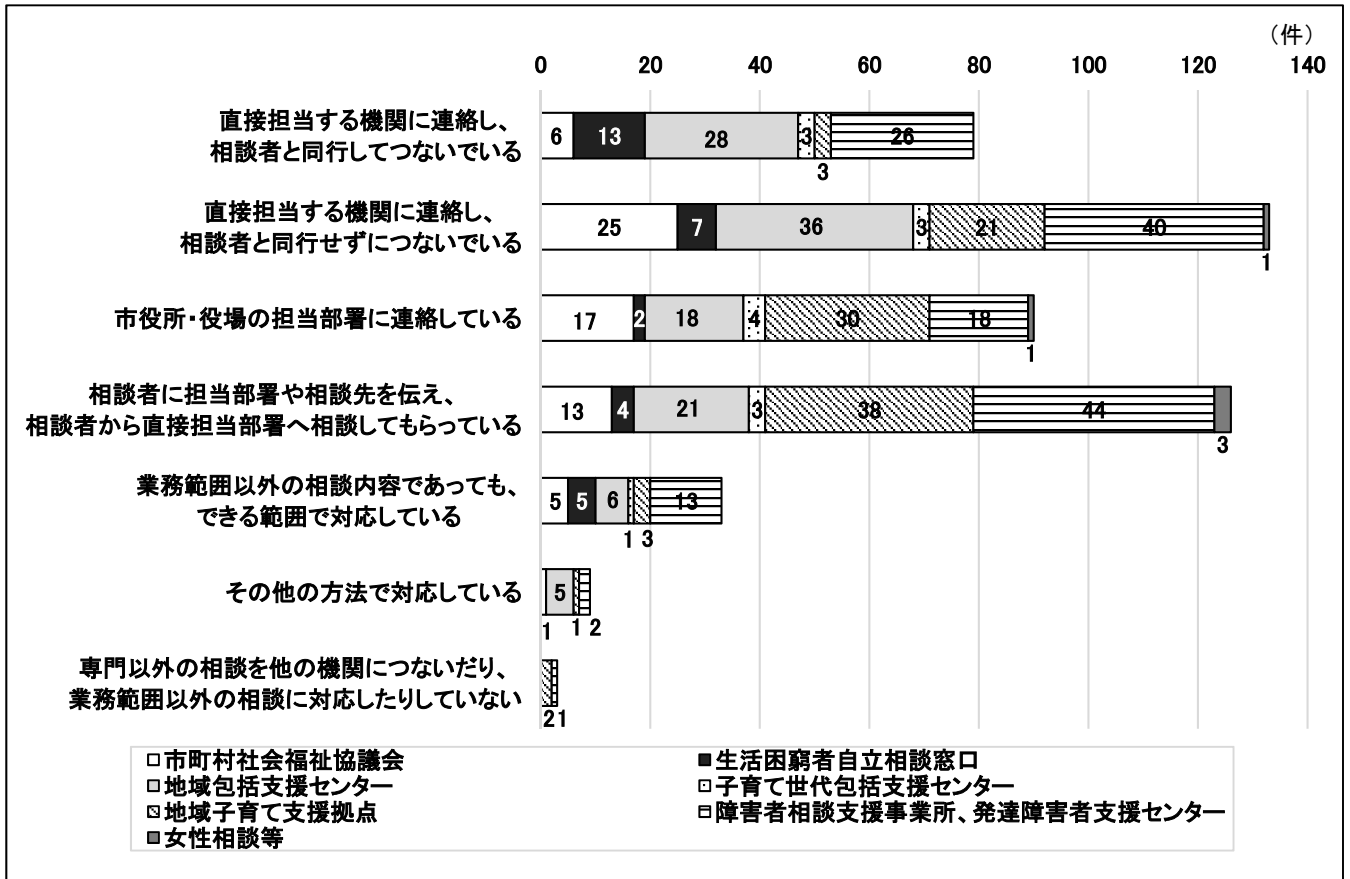
問1 貴機関が住民から受け付けた相談内容が、貴機関が主に関わる専門以外の分野の内容であったり、貴機関が通常関わる業務範囲以外の相談内容である場合、どのように対応していますか。（2つまで）

（専門分野以外の相談への対応）



「直接担当する機関に連絡し、相談者と同行せずにつないでいる」が49.6%と最も大きく、次いで「相談者に担当部署や相談先を伝え、相談者から直接担当部署へ相談してもらっている」が47.0%、「市役所・役場の担当部署に連絡している」が33.6%となっている。

【相談機関別】



地域子育て支援拠点、障害者相談支援事業所、発達障害者支援センターでは、「相談者に担当部署や相談先を伝え、相談者から直接担当部署へ相談してもらっている」が最も多くなっている。

市町村社会福祉協議会、地域包括支援センターでは、「直接担当する機関に連絡し、相談者と同行せずにつないでいる」が最も多くなっている。

生活困窮者自立相談窓口では、「直接担当する機関に連絡し、相談者と同行してつないでいる」が最も多くなっている。

〔その他の意見〕 業務以外で対応した主な内容

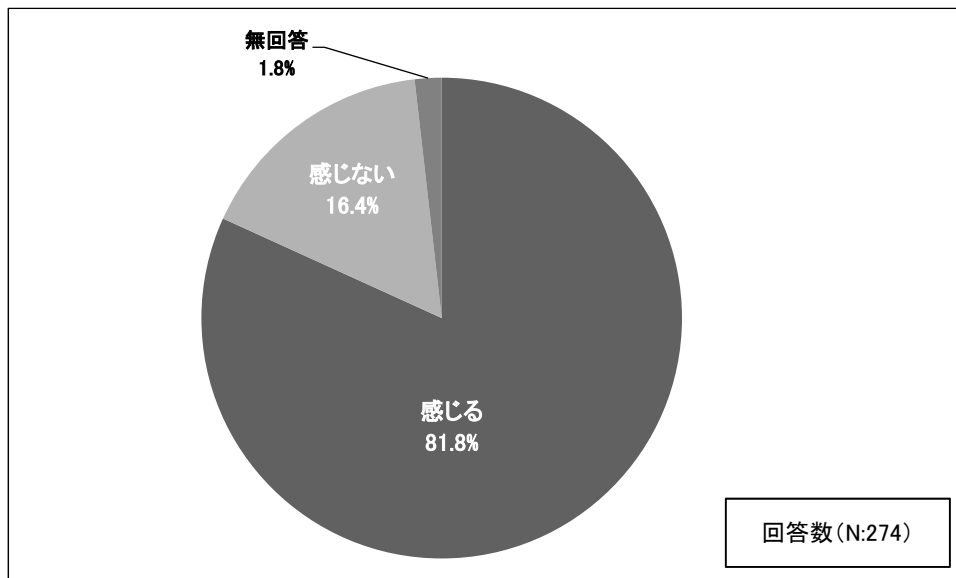
- ・引っ越しの準備から完了まで、市役所などへの手続き変更への同行。(障害者相談支援事業所)
- ・介護認定について(介護保険を受けたい家族がいる)等。(障害者相談支援事業所、社会福祉協議会)
- ・税金、保険料、公共料金の未払いについて。(社会福祉協議会)

〔その他の意見〕 多分野の相談への主な対応方法

- ・臨機応変に対応し、問題に応じて機関に同行したり、機関の方に対応してもらったりしています。(地域包括支援センター、地域子育て支援拠点、障害者相談支援事業所)

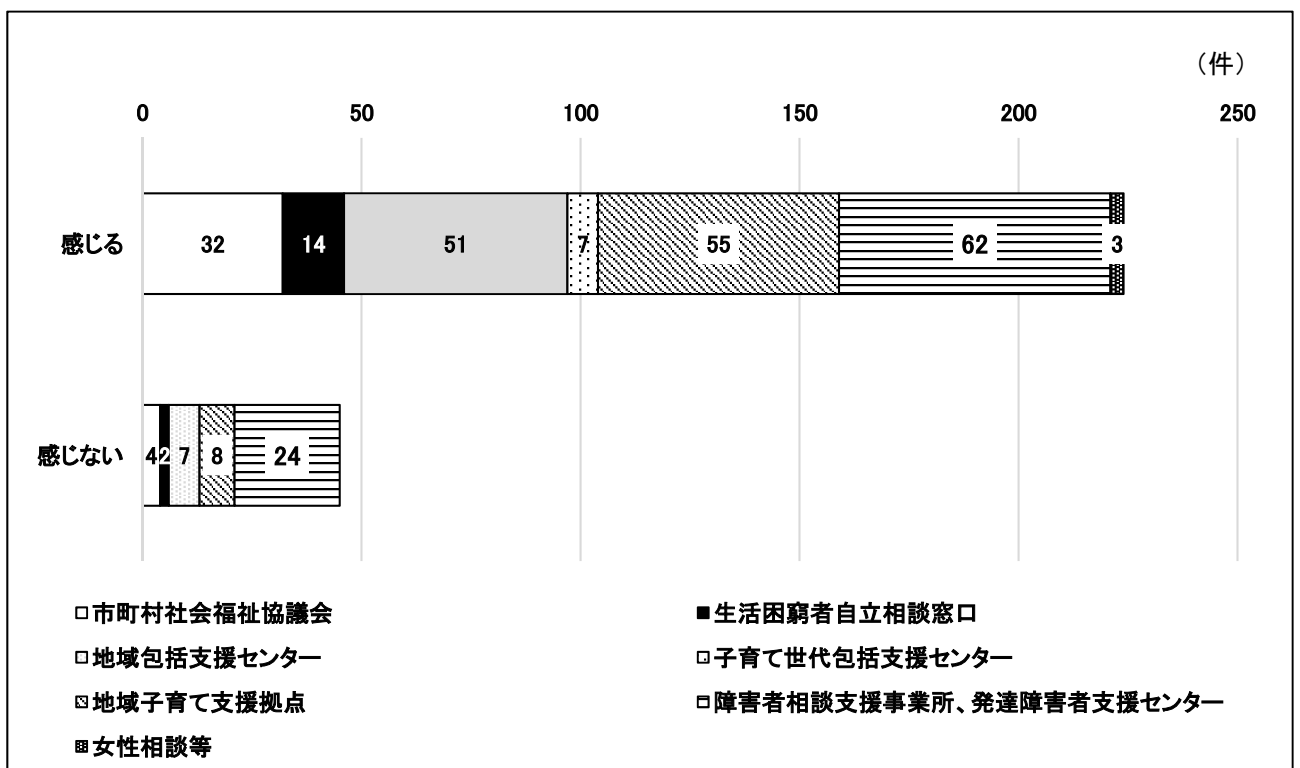
問2 相談者への支援にあたり、貴機関が他の相談機関や他の施設と連携する必要があるときに、連絡や連携はスムーズに行われていると感じていますか。（1つ）

（連絡や連携のスムーズさについて）



「感じる」が81.8%、「感じない」が16.4%となっている。

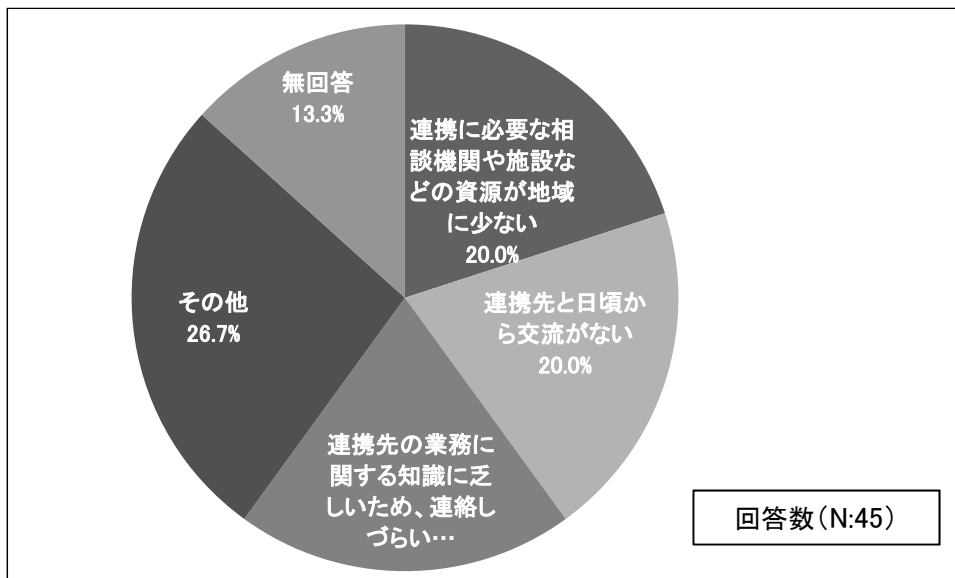
【相談機関別】



全ての分野で、連携や連絡がスムーズと「感じる」の件数が「感じない」の件数より多くなっている。

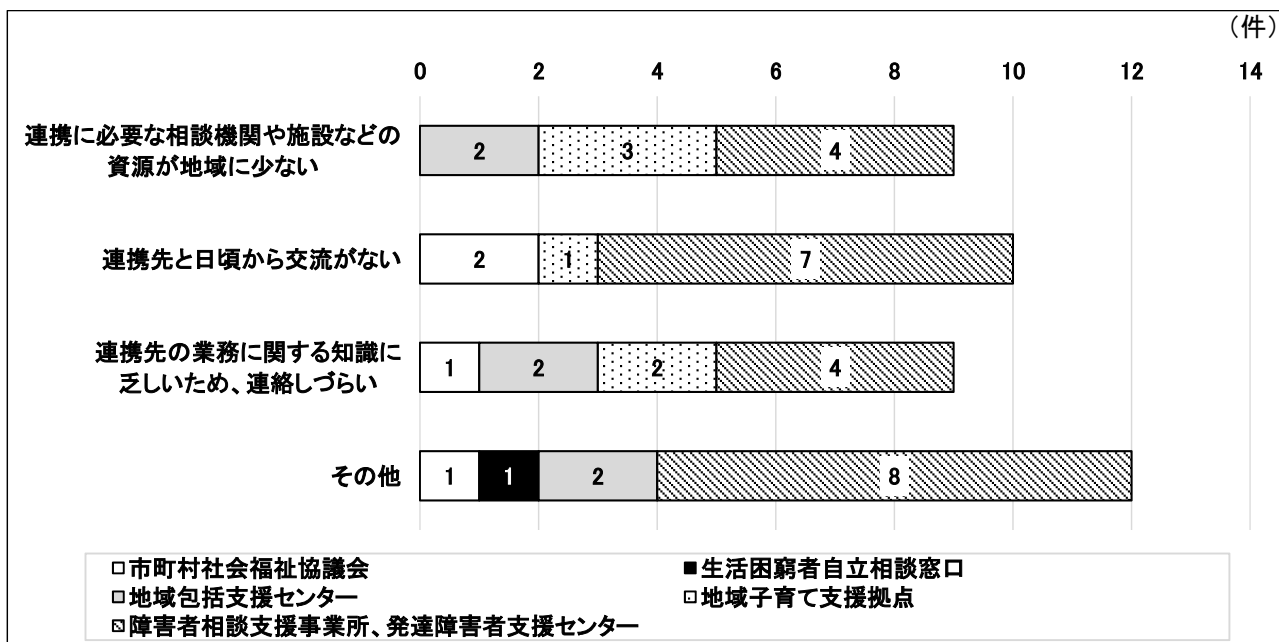
問2-1 問2で「② 感じない」を選んだ機関におうかがいします。
その理由として最もあてはまるのは何ですか。(1つ)

(連絡や連携がスムーズであると感じない理由)



「その他」を除くと、「連携に必要な相談機関や施設などの資源が地域に少ない」、「連携先と日頃から交流がない」及び「連携先の業務に関する知識に乏しいため、連絡しづらい」が20.0%で同率となっている。

【相談機関別】



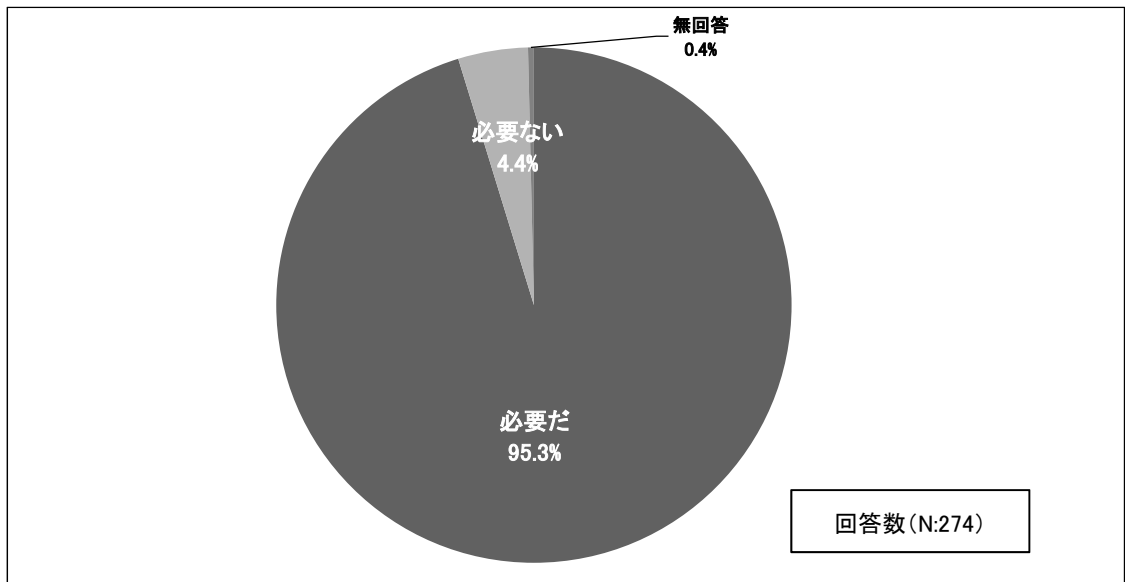
障害者相談支援事業所、発達障害者支援センターでは「その他」を除くと、「連携先と日頃から交流がない」が最も多くなっている。市町村社会福祉協議会では「連携先と日頃から交流がない」が最も多くなっている。地域子育て支援拠点では「連携に必要な相談機関や施設などの資源が地域に少ない」が最も多くなっている。

〔その他の意見〕 連絡や連携がスムーズに行われていると感じない理由

- お互いの業務に関する知識、理解が乏しく、話がかみ合わない時があり大変に感じる。(障害者相談支援事業所)
- 日程が合わない、相談支援事業所が必要と感じても、事業所側は必要と感じてくれない。(障害者相談支援事業所)
- 連絡や情報の提供は比較的スムーズに行われているが、連携となると、専門機関に繋いだが、どのように対応したか一切報告がない場合や、自己の職域であるのに対応することに難色を示す機関もあるなど、十分に連携できているとは言い難い。(社会福祉協議会)

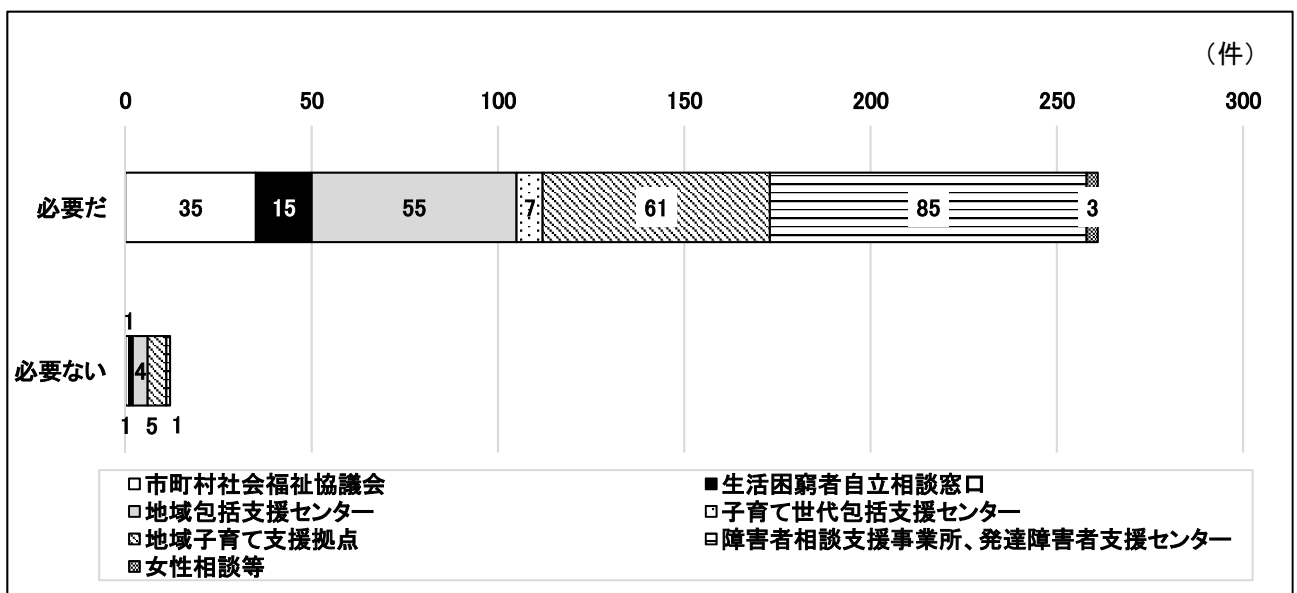
問3 最近、一人の相談者や1つの世帯で複数分野の課題を抱えるため、単独の相談支援機関のみで支援を行うことが困難なケースが増えてきています。
 このような場合に、複数の関係機関コーディネートする機関が必要と考えますか。
 (1つ)

(関係機関をコーディネートする機関の必要性について)



「必要だ」が95.3%、「必要ない」が4.4%となっている。

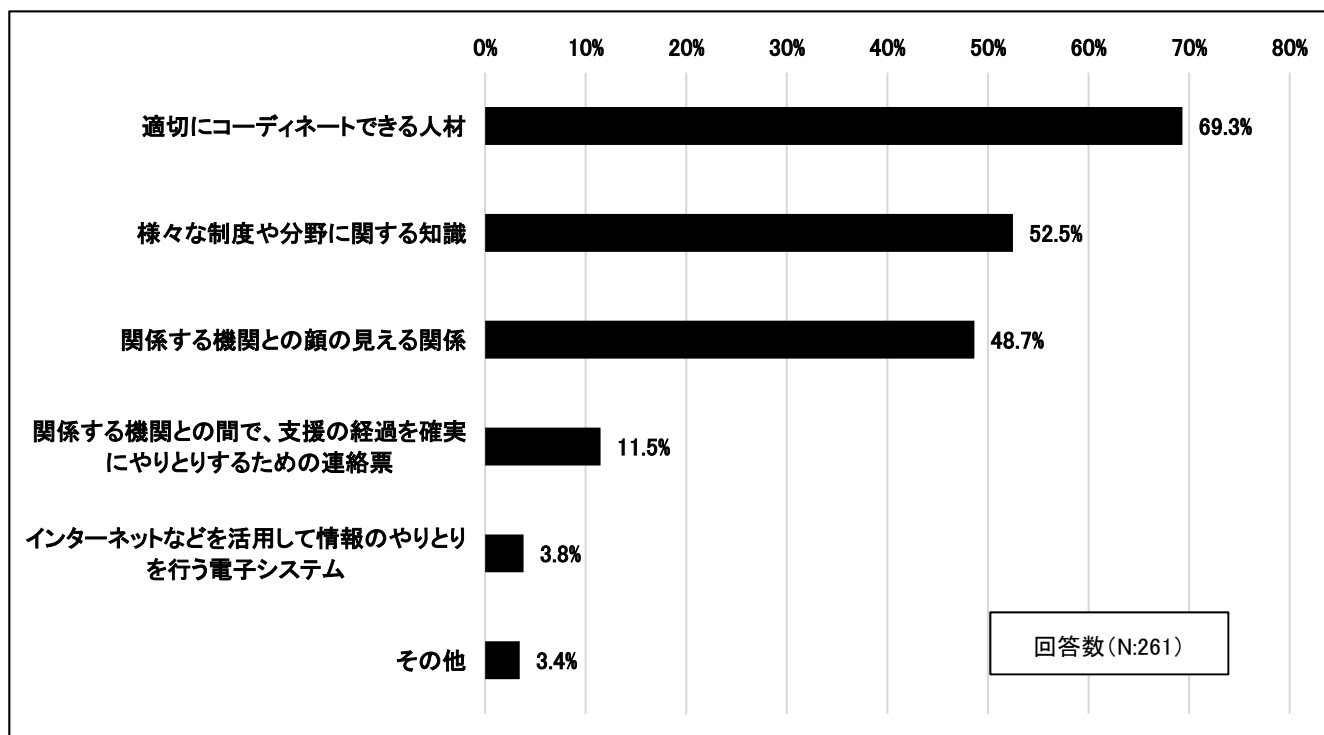
【相談機関別】



全ての分野の相談支援機関で、「必要だ」の件数が「必要ない」の件数を大幅に上回っている。

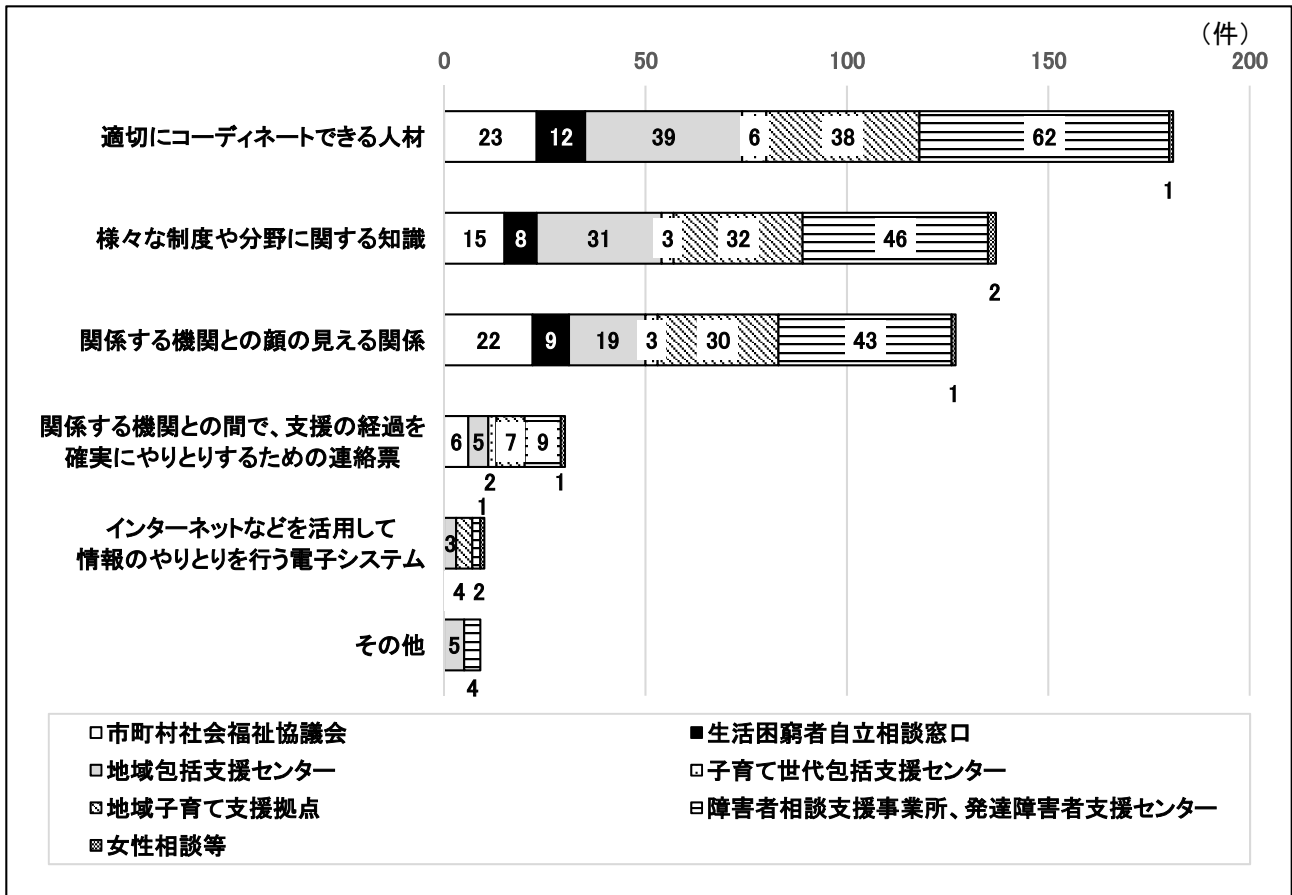
問3-1 問3で「① 必要だ」を選んだ機関におうかがいします。コーディネートするうえで、どのようなことが重要と考えますか。（2つまで）

（コーディネートする上で重要なこと）



「適切にコーディネートできる人材」が69.3%と最も大きく、次いで「様々な制度や分野に関する知識」が52.5%、「関係する機関との顔の見える関係」が48.7%となっている。

【相談機関別】



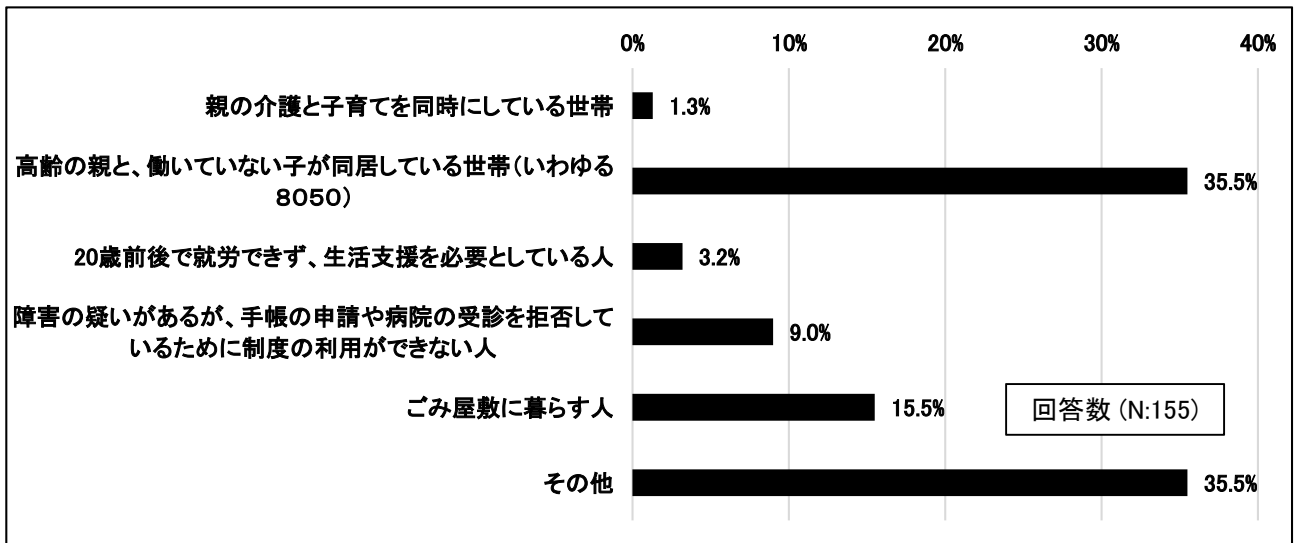
ほぼ全てで、「適切にコーディネートできる人材」が最も多くなっている。

〔その他の意見〕 複数の関係機関のコーディネートで重要なこと

- ・縦割り行政を横断的にコーディネートできる人材または部署（機関）。（地域包括支援センター）
- ・より大きな機関が専門機関と連携をとること。（障害者相談支援事業所）

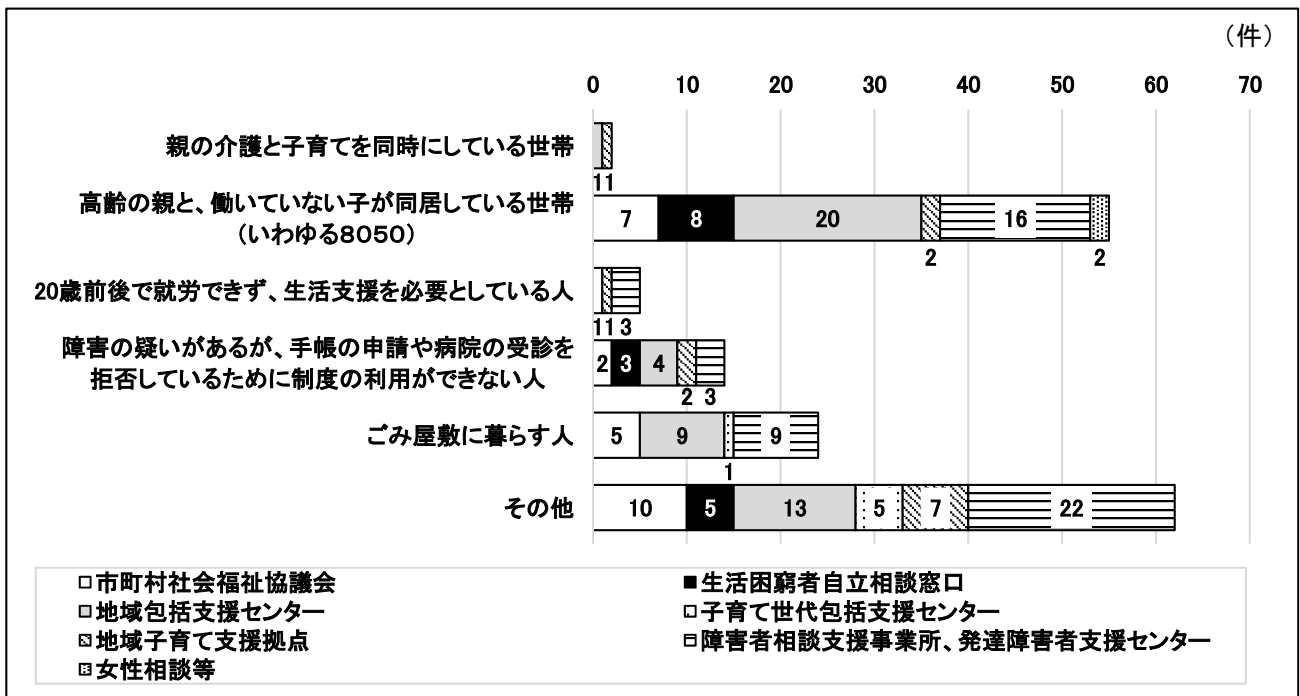
問4 貴機関でこれまで、複数分野の課題を抱えるケースに対し、関係機関と連携して対応した例があれば、一つのケースについて対応結果を下記に記入してください。

(複数分野の課題を抱えるケース)



「高齢の親と、働いていない子が同居している世帯(いわゆる8050)」と「その他」が35.5%で最も大きく、次いで「ごみ屋敷に暮らす人」となっている。

【相談機関別】



地域包括支援センター、生活困窮者自立相談窓口では、いわゆる8050の世帯が最も多くなっている。市町村社会福祉協議会、地域子育て支援拠点、障害者相談支援事業所、発達障害者支援センターでは、その他が最も多くなっている。

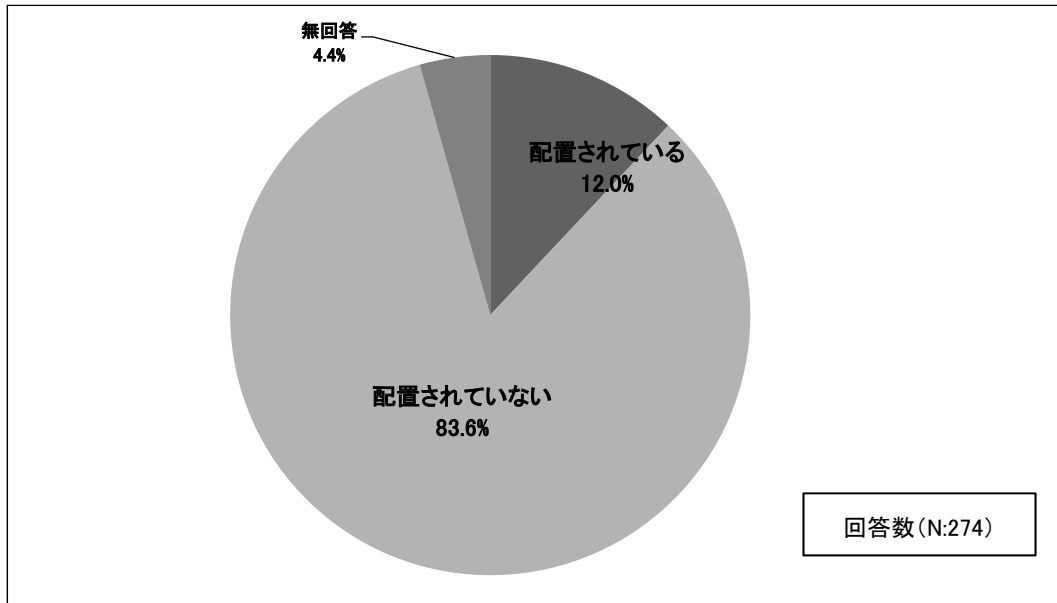
〔その他の意見〕 複数分野の課題を抱える相談者等で対応したケース

- ・ 健常者と知的障害者で金銭管理ができない夫婦。（社会福祉協議会）
- ・ 高齢の母、がんの姉、不登校のおい、多重債務の本人が同居している世帯。
（生活困窮者自立相談窓口）
- ・ 独居高齢者で認知症の疑いあり。（地域包括支援センター）
- ・ 無収入世帯で家庭内暴力があった家族。（子育て世代包括支援センター）
- ・ 母と子どもがそれぞれ精神障害者手帳を所持。（地域子育て支援拠点）
- ・ 両親が高齢で母親が認知症、重度知的障害の娘との3人暮らし。（障害者相談支援事業所）
- ・ 身体障害の父、難病の母、精神障害の息子が同居。（障害者相談支援事業所）

各分野の相談支援機関が、関係機関と連携して対応した主な例は、25ページに掲載しています。

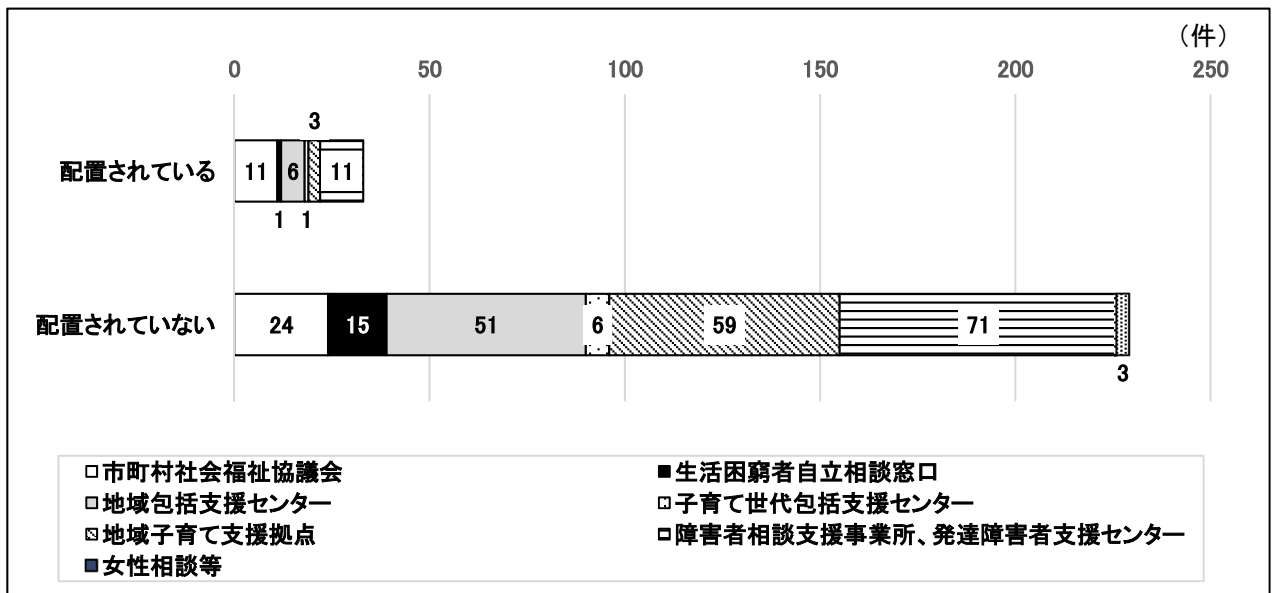
問5 コミュニティソーシャルワーカー（※）の配置についてお聞きします。あなたの機関にコミュニティソーシャルワーカーは配置されていますか。（1つ）

（コミュニティソーシャルワーカーの配置）



「配置されている」が12.0%、「配置されていない」が83.6%となっている。

【相談機関別】

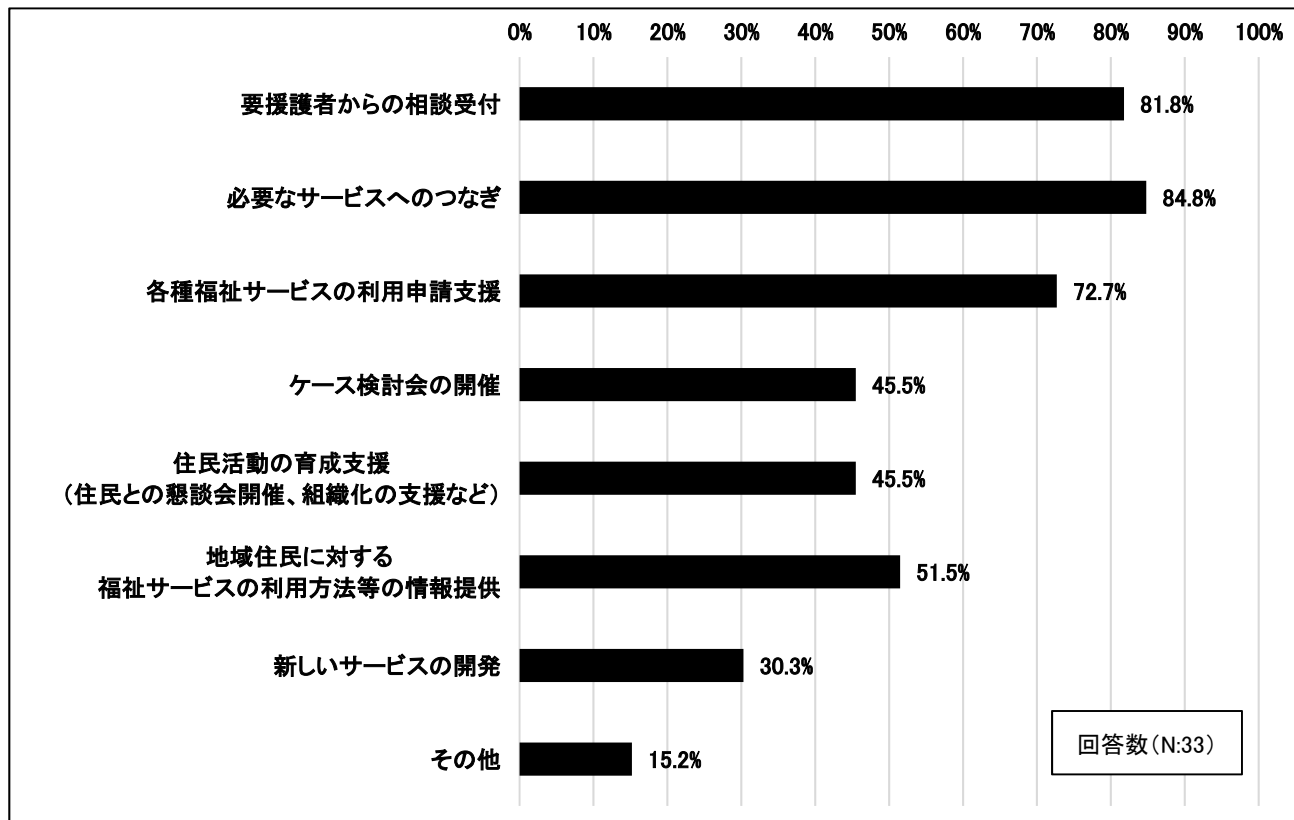


全ての分野の相談支援機関で「配置されていない」の件数が多くなっている。

（※）コミュニティソーシャルワーカーとは、地域において生活上の課題を抱える個人や世帯に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援（＝コミュニティソーシャルワーク）を行う役割を担う人のこと。

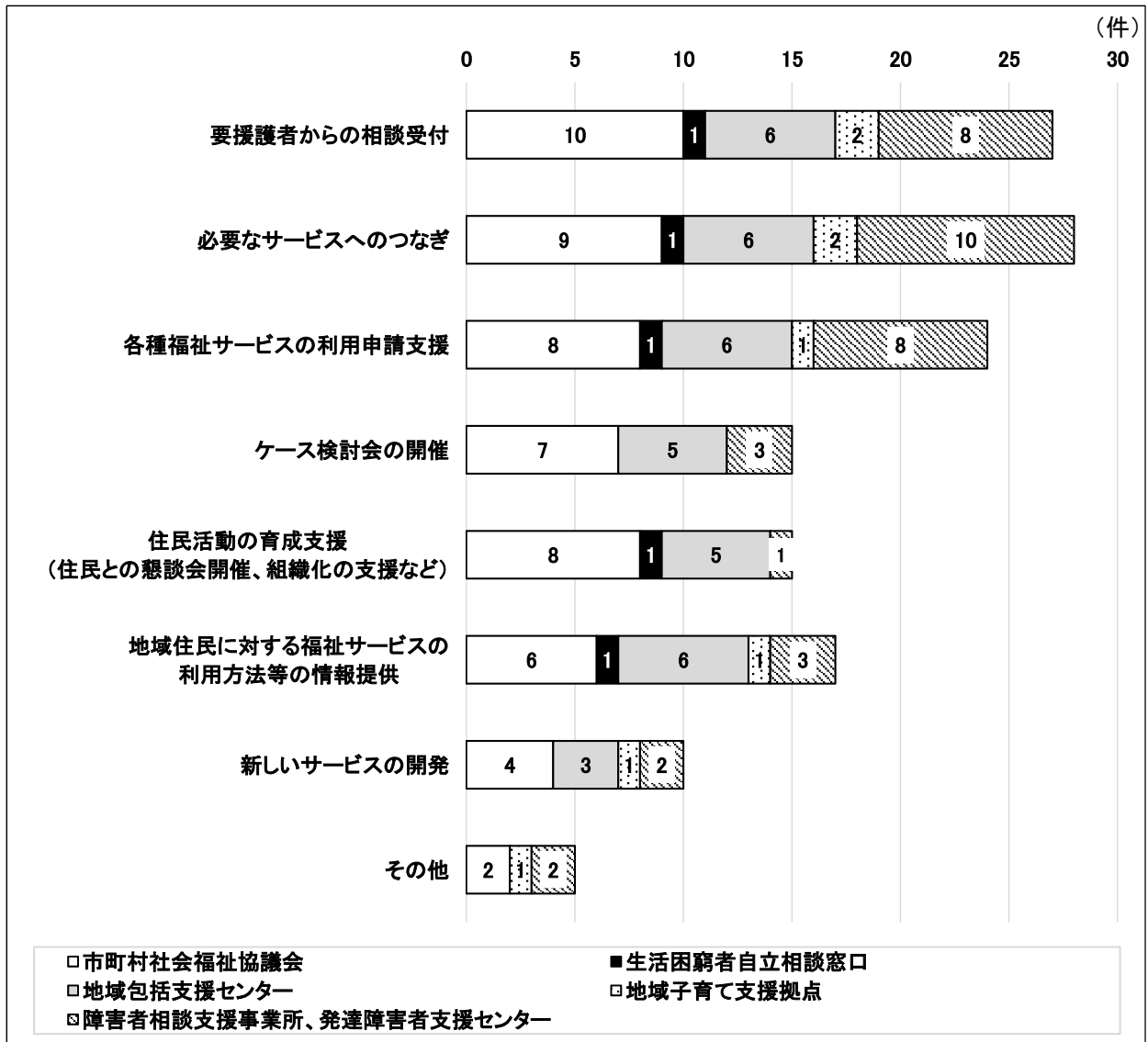
問5-1 問5で「① 配置されている」を選んだ機関におうかがいします。
貴機関のコミュニティソーシャルワーカーはどのような活動をしていますか。
(あてはまるものすべて)

(コミュニティソーシャルワーカーの活動)



「必要なサービスへのつなぎ」が84.8%で最も大きく、次いで「要援護者からの相談受付」、「各種福祉サービスの利用申請支援」、「地域住民に対する福祉サービスの利用方法等の情報提供」となっている。

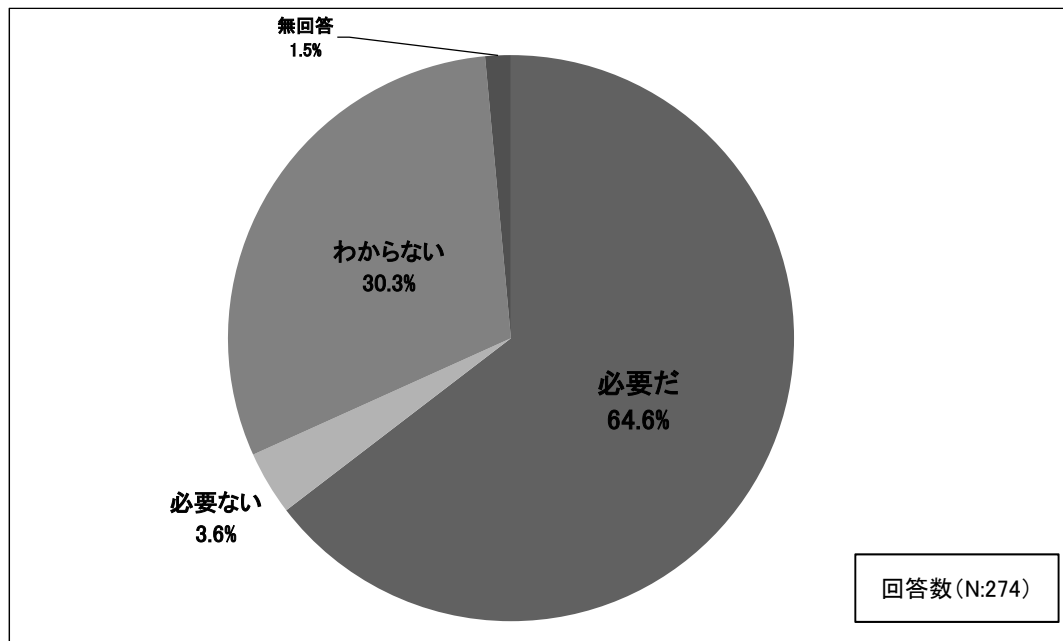
【相談機関別】



障害者相談支援事業所、発達障害者支援センターでは「必要なサービスへのつなぎ」が、その他の相談支援機関では「要援護者からの相談受付」が最も多くなっている。

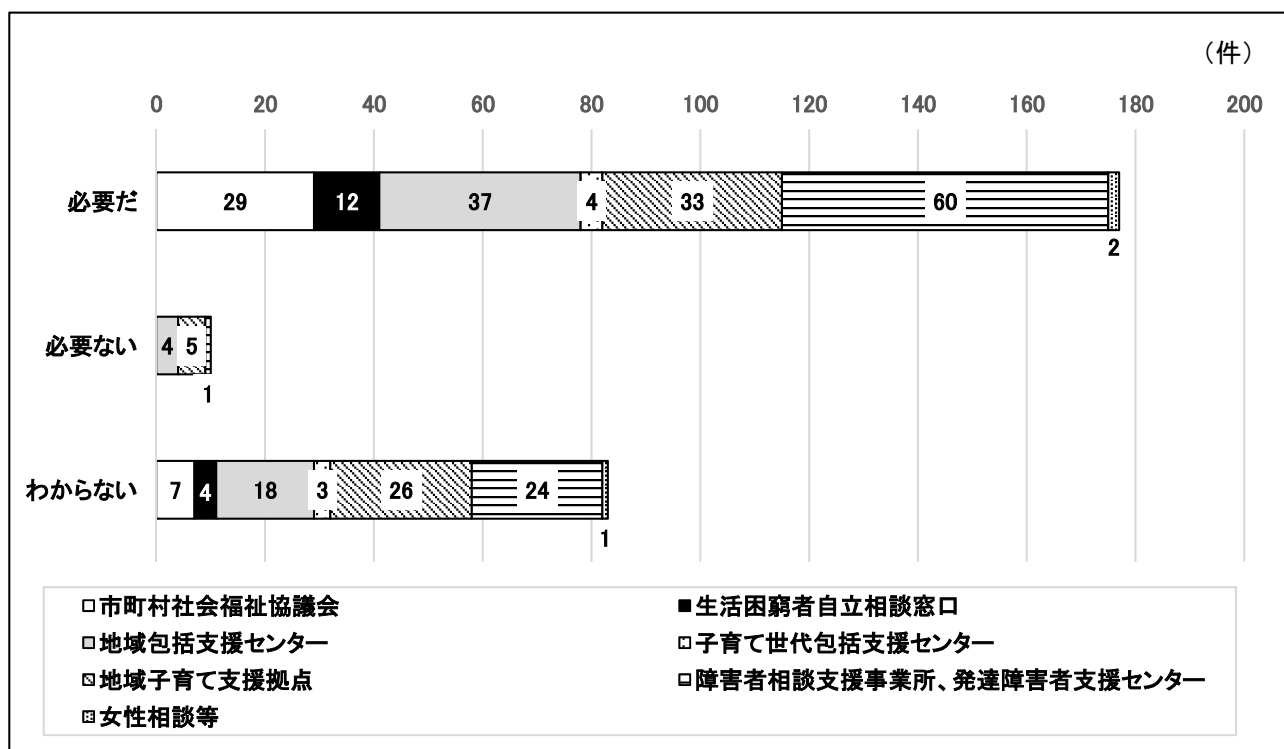
問6 コミュニティソーシャルワーカーの配置は必要だと思いますか。(1つ)

(コミュニティソーシャルワーカーの必要性について)



「必要だ」が64.6%、「必要ない」が3.6%となっている。また、「わからない」が30.3%となっている。

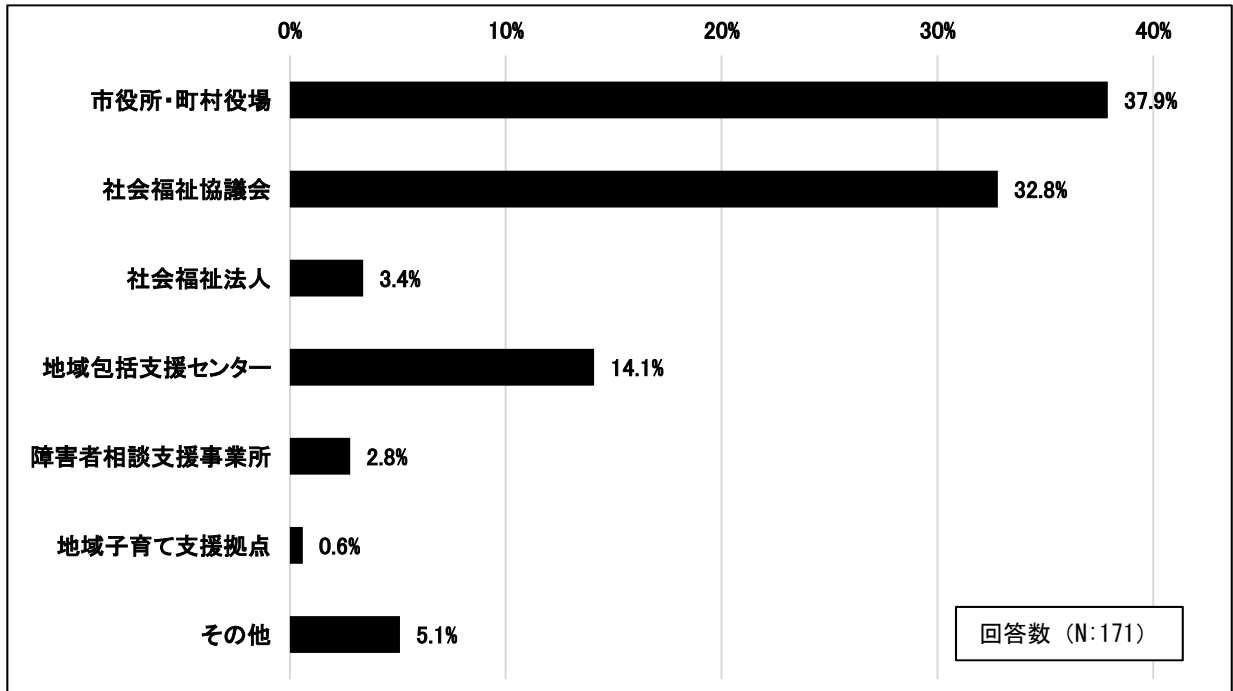
【相談機関別】



全ての分野の相談支援機関で「必要だ」が最も多くなっている。

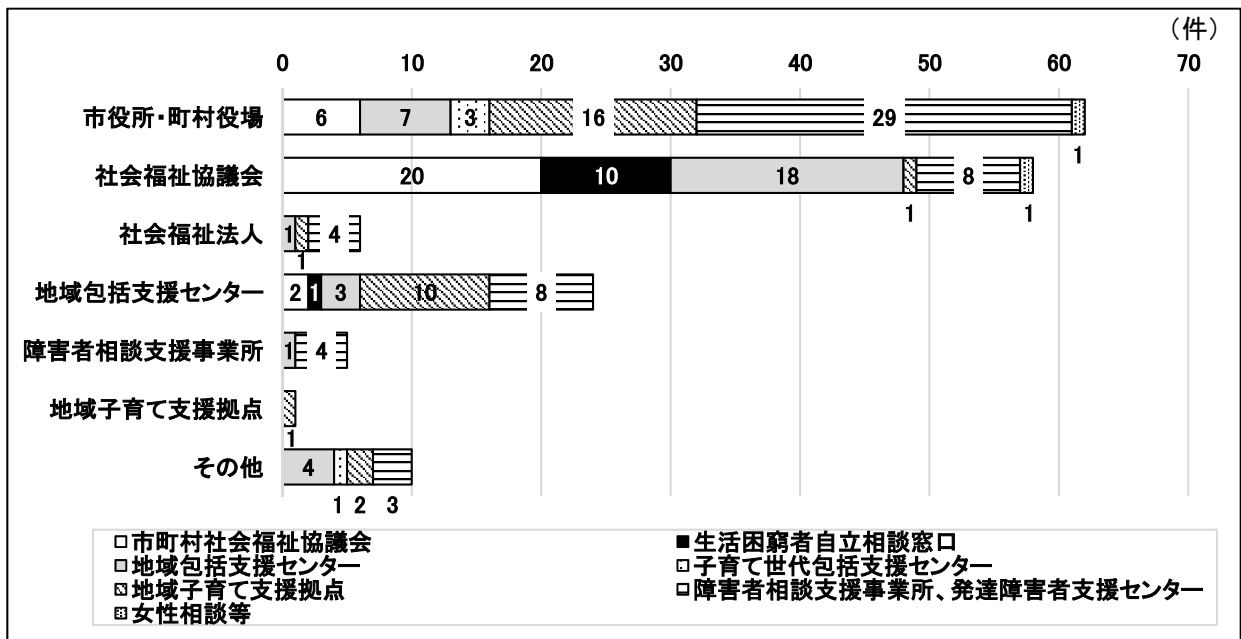
問6-1 問6で「① 必要だ」を選んだ機関におうかがいします。コミュニティソーシャルワーカーはどこに配置するべきだと思いますか。(1つ)

(コミュニティソーシャルワーカーの配置場所)



「市役所・町村役場」が37.9%で最も大きく、次いで「社会福祉協議会」、「地域包括支援センター」となっている。

【相談機関別】



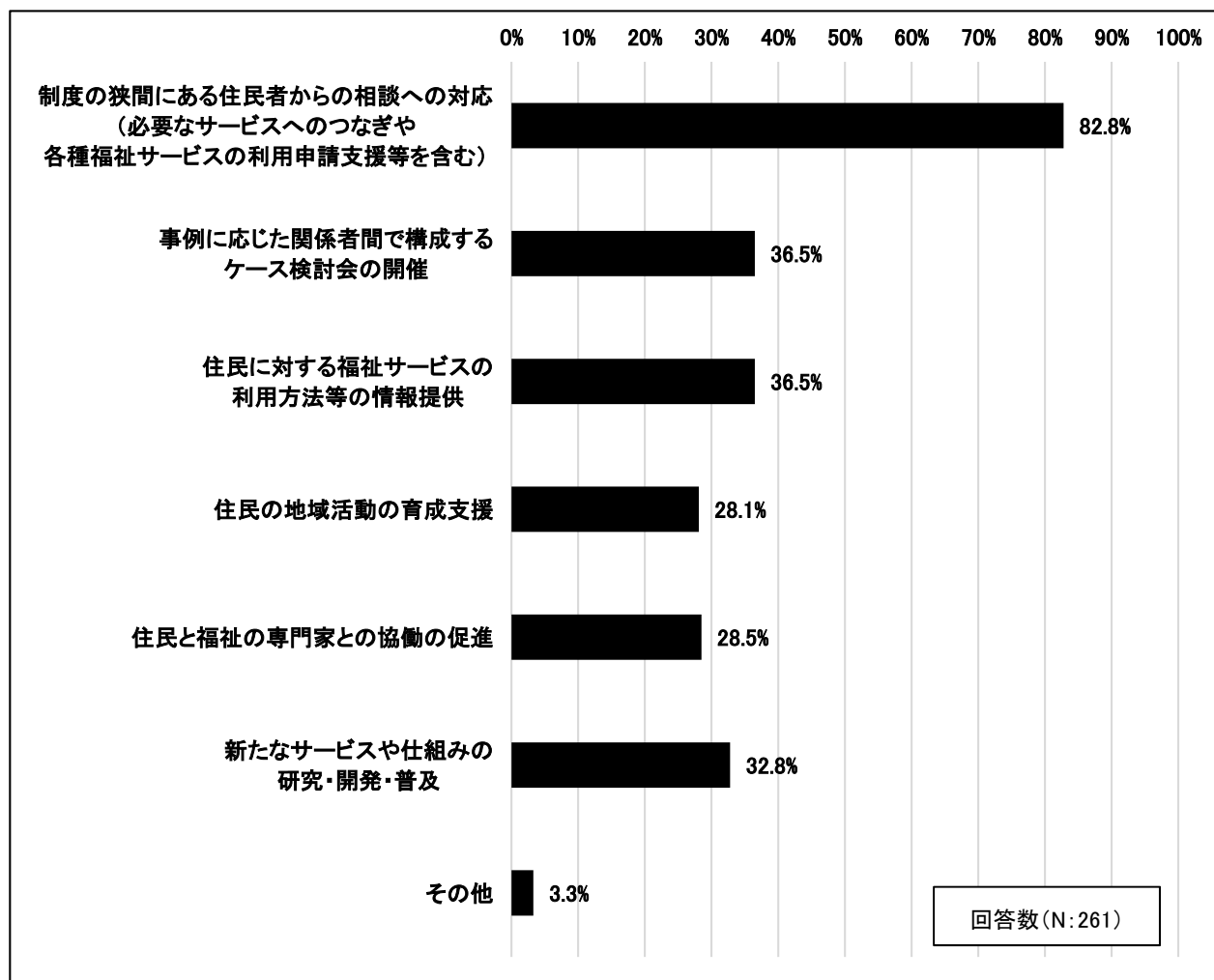
地域包括支援センター、生活困窮者自立相談窓口、社会福祉協議会では「社会福祉協議会」が最も多くなっている。障害者相談支援事業所、地域子育て支援拠点では「市役所・町村役場」が最も多くなっている。

〔その他の意見〕 コミュニティソーシャルワーカーの配置場所

- ・ 広域的に対応ができるよう、県の機関など。（地域包括支援センター）
- ・ 各公民館。住民が利用しやすいため。（地域子育て支援拠点）
- ・ 地域包括支援センターであれば社会福祉士がその役割を担っているので、福祉士がいない全ての機関に必要なと思う。（地域包括支援センター）

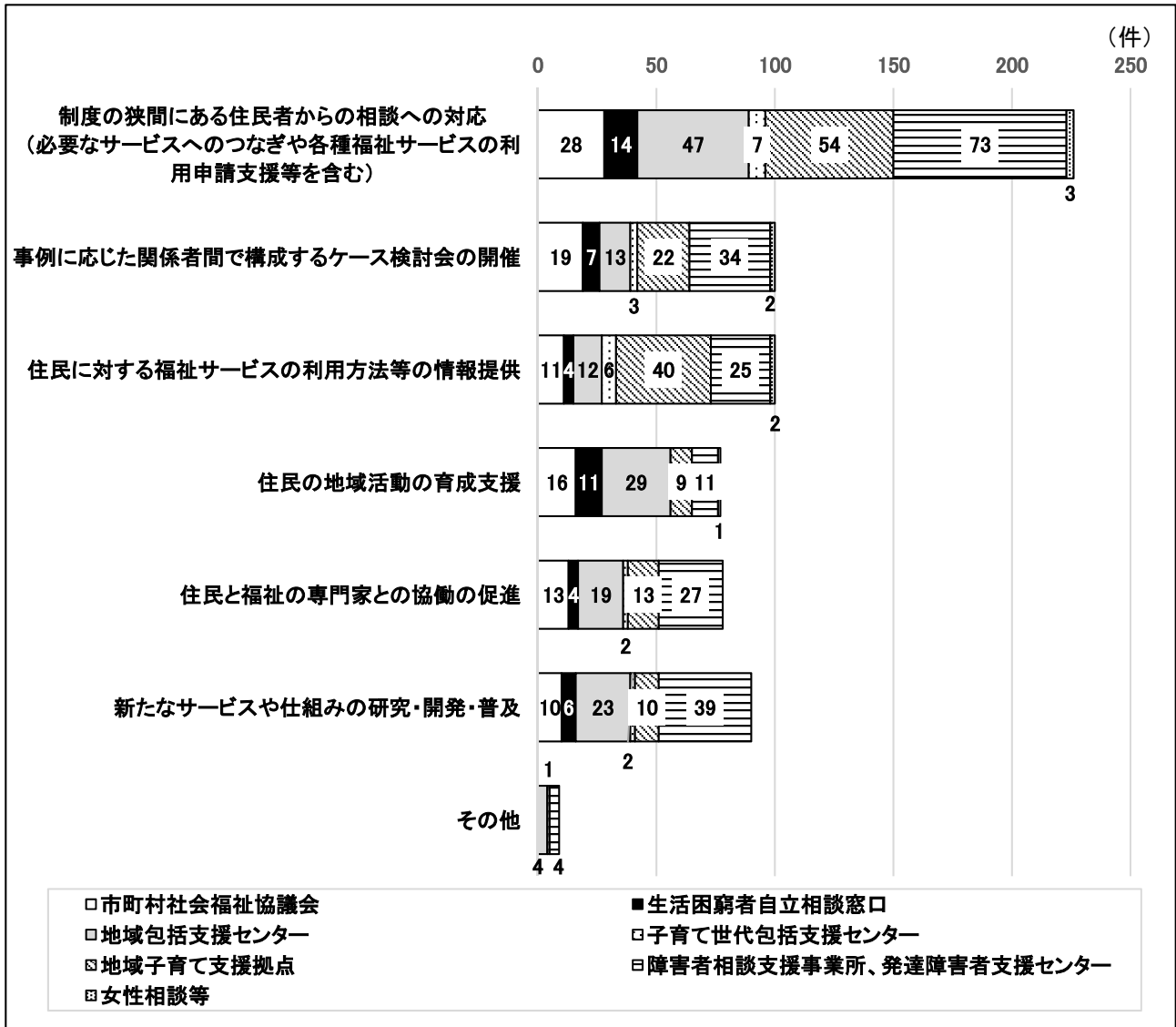
問7 今後、コミュニティソーシャルワーカーにはどのような役割を期待しますか。
(3つまで)

(コミュニティソーシャルワーカーに期待する役割)



「制度の狭間にある住民者からの相談への対応」が82.8%で最も大きく、次いで「事例に応じた関係者間で構成するケース検討会の開催」、「住民に対する福祉サービスの利用方法等の情報提供」がともに36.5%となっている。

【相談機関別】



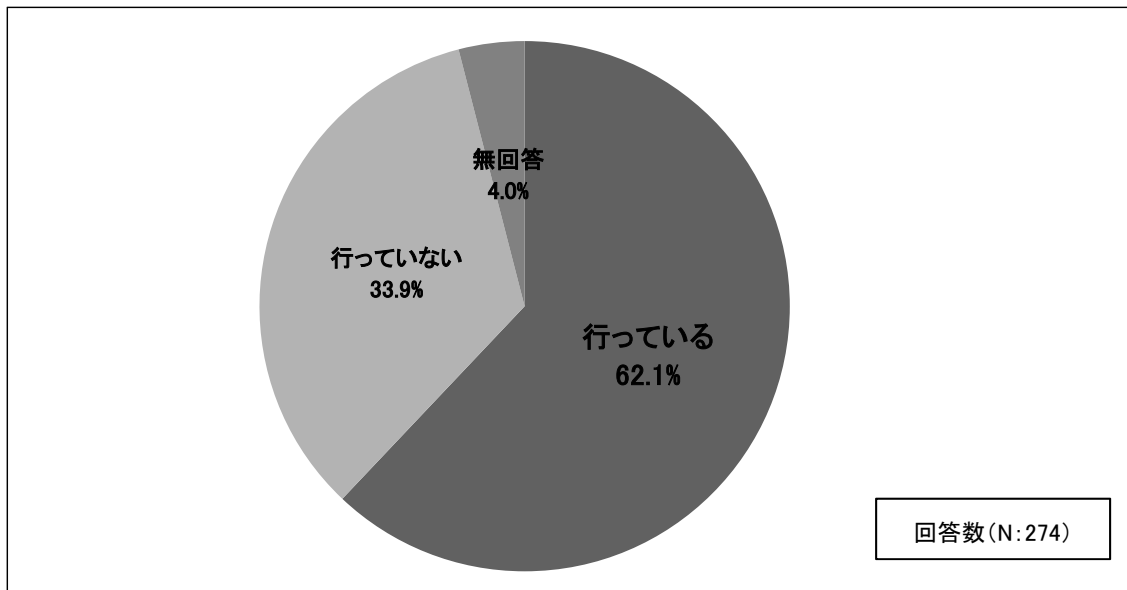
全ての相談支援機関で「制度の狭間にある住民からの相談への対応」が最も多くなっている。

〔その他の意見〕 コミュニティソーシャルワーカーに期待すること

- ・ インフォーマルサービスと利用希望者のマッチング。(地域包括支援センター)
- ・ 地域の現状を理解し、とにかく動き回って頂きたい。知識だけあって、行動してくれないワーカーは不要。(障害者相談支援事業所)

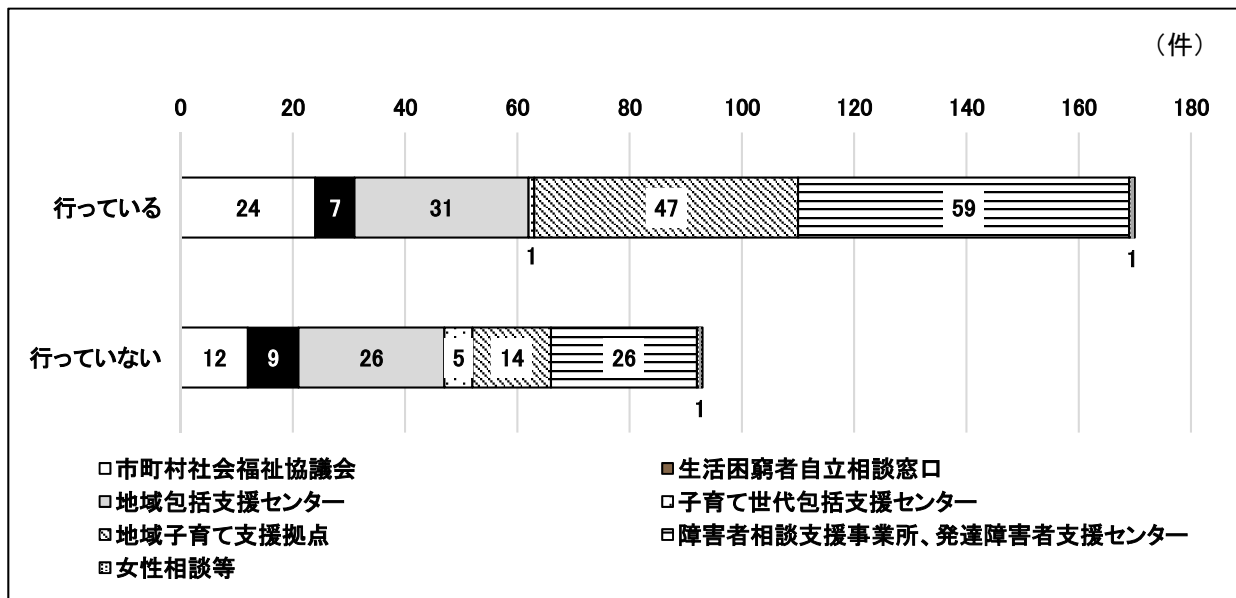
問8 定期的に（1年に1回以上）、提供する福祉サービスについて自己評価を行っていますか。（1つ）

（福祉サービスの自己評価の実施について）



「行っている」が62.1%、「行っていない」が33.9%となっている。

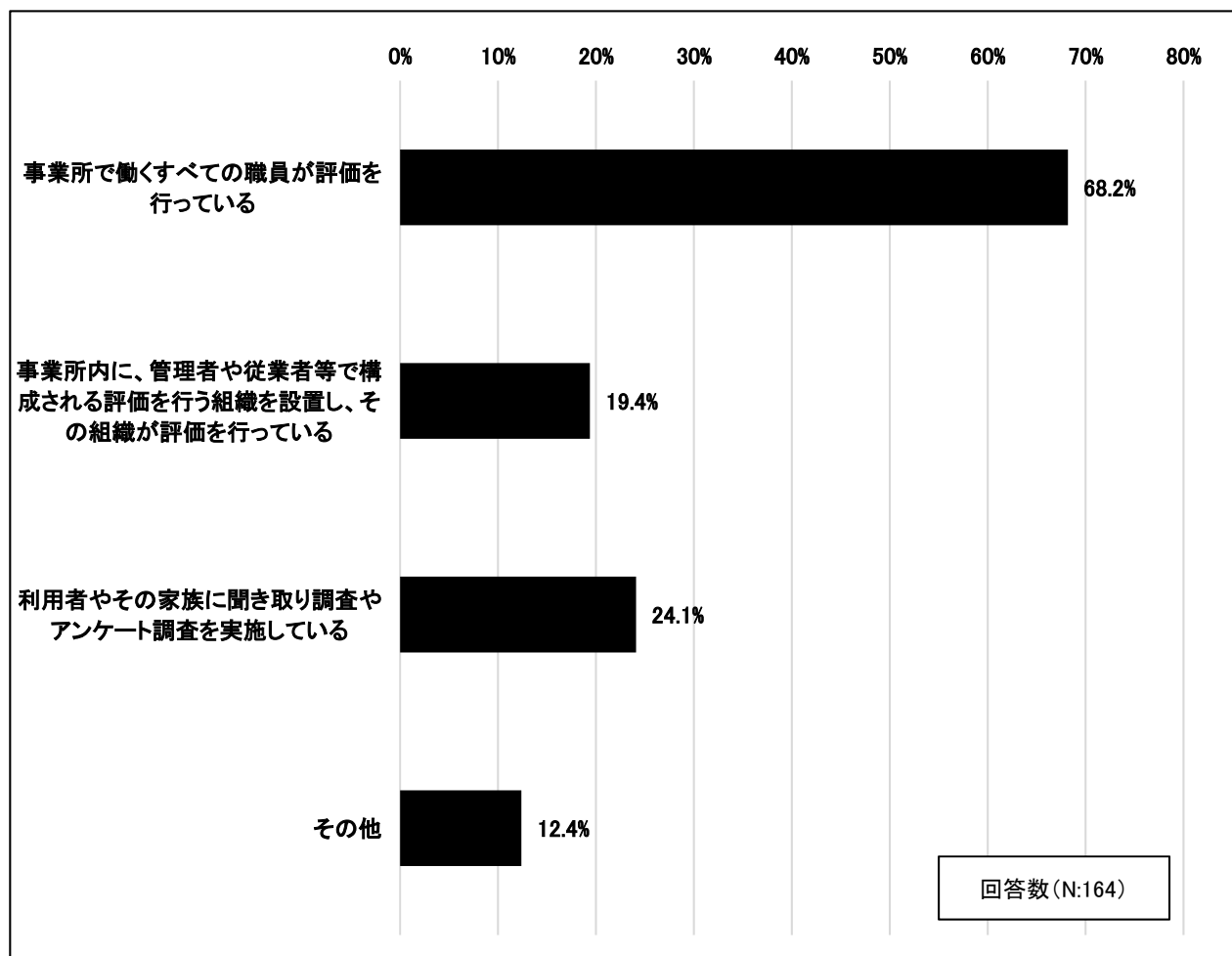
【相談機関別】



概ね全ての分野の相談支援機関で、「行っている」の件数が「行っていない」の件数を上回っている。

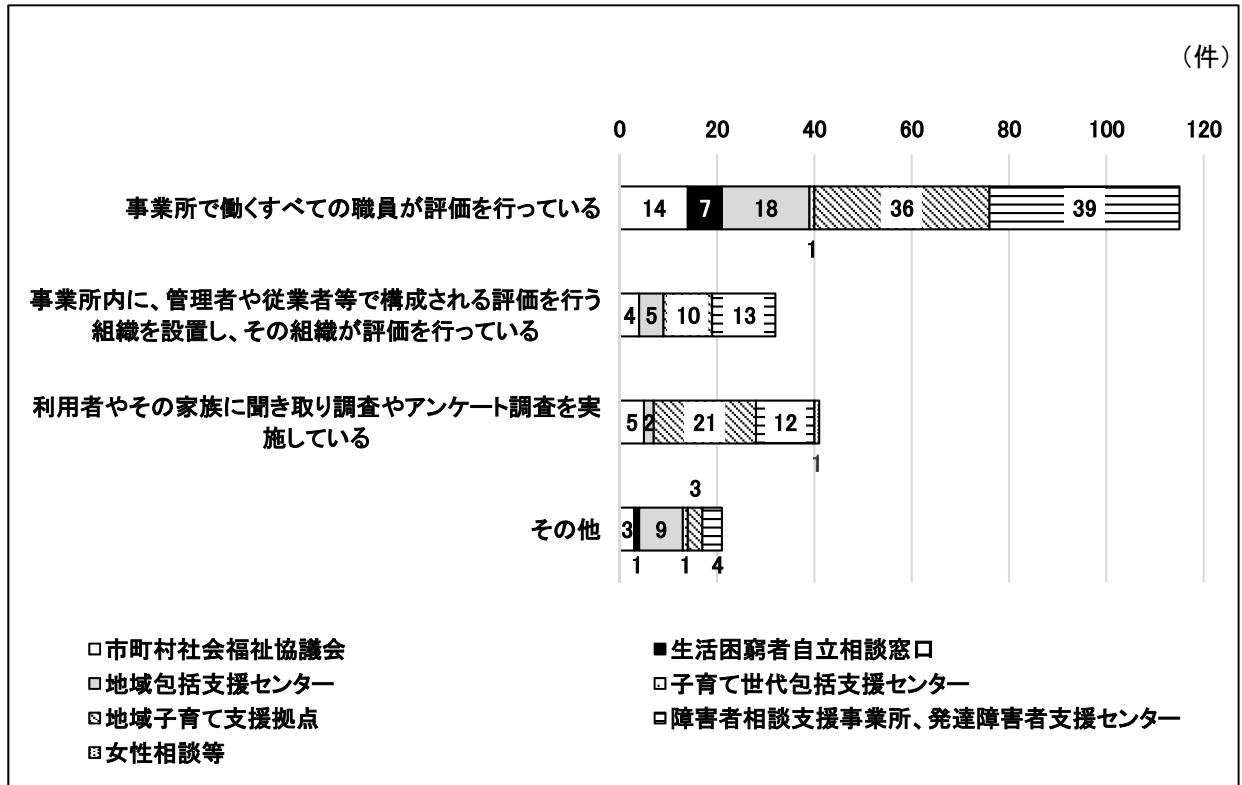
問8-1 問8で「① 行っている」を選んだ機関におうかがいします。自己評価はどのような方法で行っていますか。(あてはまるものすべて)

(自己評価の方法)



「事業所で働くすべての職員が評価を行っている」が68.2%で最も大きく、次いで「利用者やその家族に聞き取り調査やアンケート調査を実施している」が24.1%となっている。

【相談機関別】



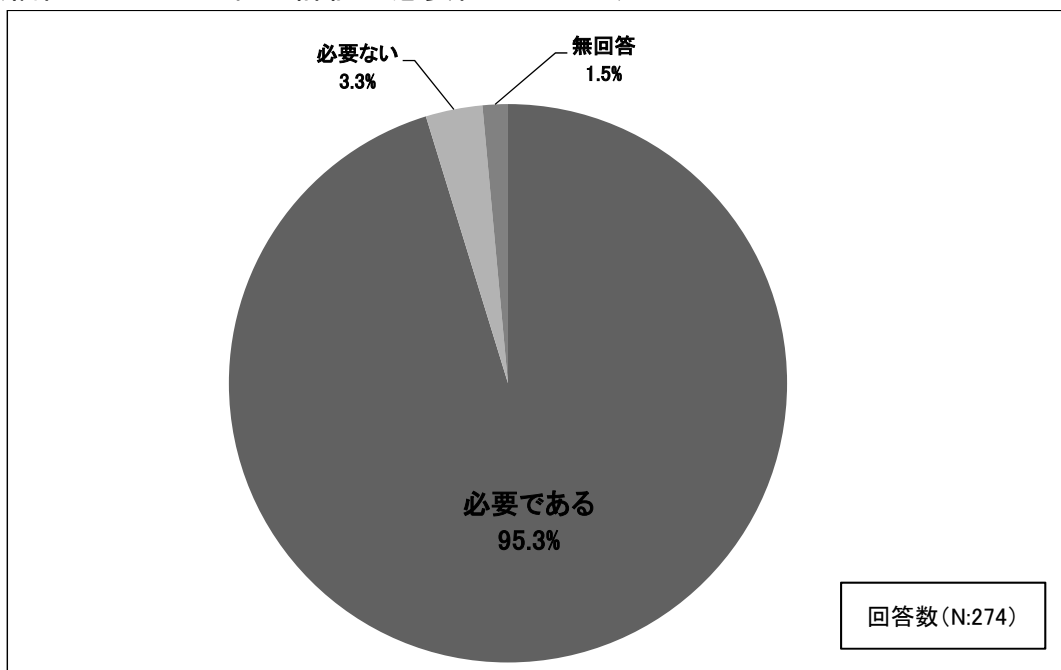
多くの分野の相談支援機関で、「事業所で働く全ての職員が評価を行っている」が最も多くなっている。

〔その他の意見〕 自己評価の実施方法

- ・「相談支援振り返りシート」（日本相談支援専門員協会）で相談支援専門員が実施。（障害者相談支援事業所）
- ・個々の評価を事業所内で話し合っまとめ、市役所が実施する評価会で評価、意見交換。（地域包括支援センター）
- ・地域包括支援センター運営協議会で実施。（地域包括支援センター）
- ・社協事務局職員（8名）の業務分担毎に自己評価をしており、課題等分析をしている。（社会福祉協議会）

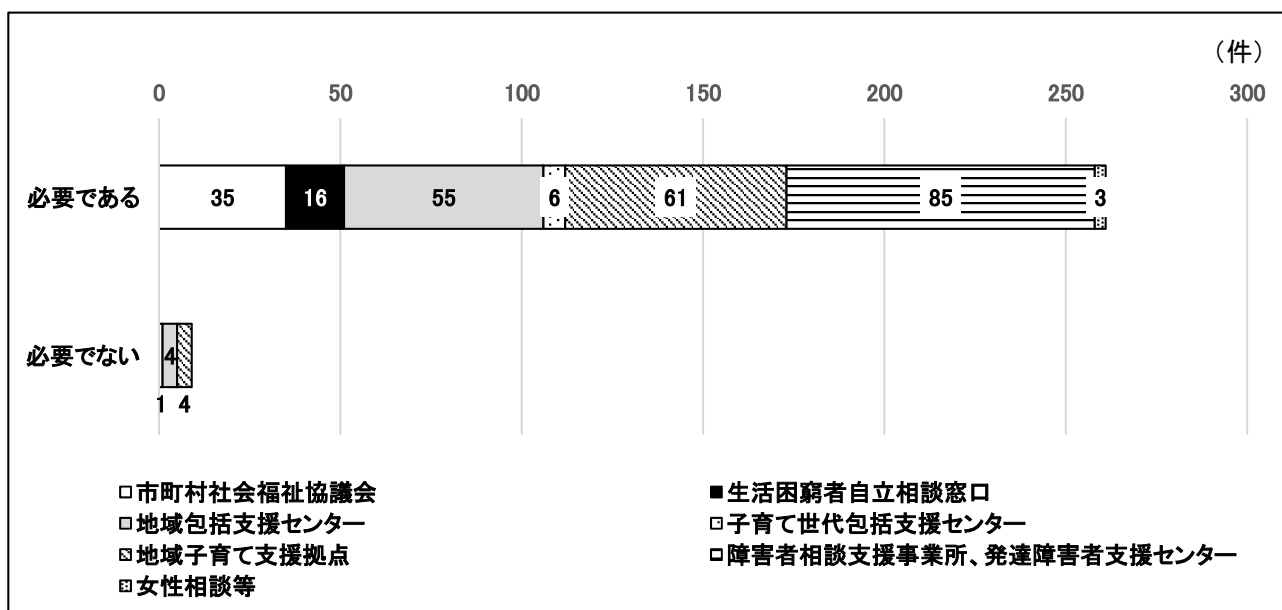
問9 福祉サービスの自己評価は必要と考えますか。(1つ)

(福祉サービスの自己評価の必要性について)



「必要である」が95.3%、「必要でない」が3.3%となっている。

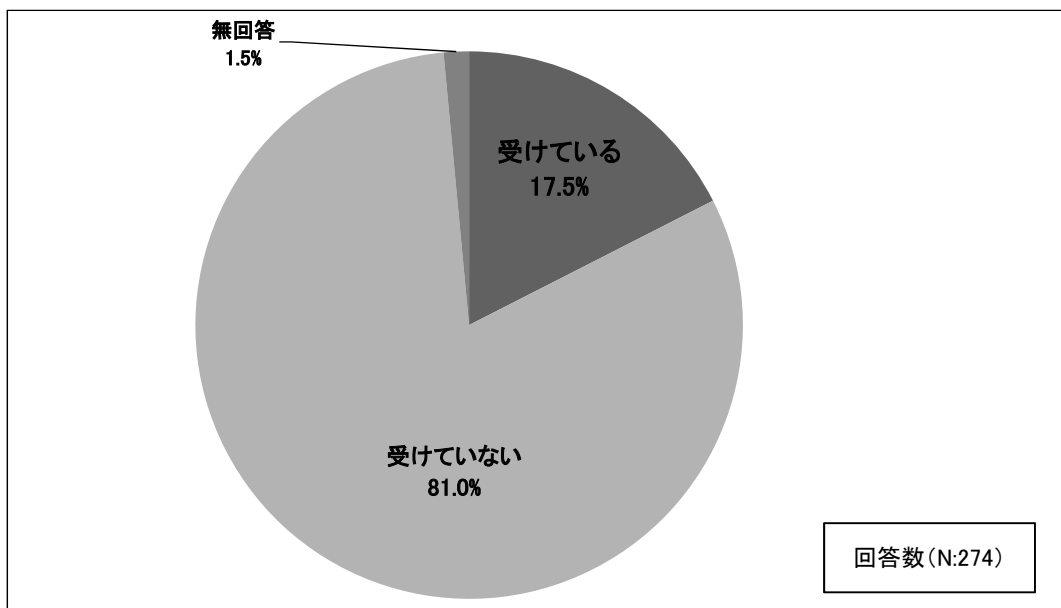
【相談機関別】



多くの分野の相談支援機関で、「必要である」の件数が「必要でない」の件数を大きく上回っている。

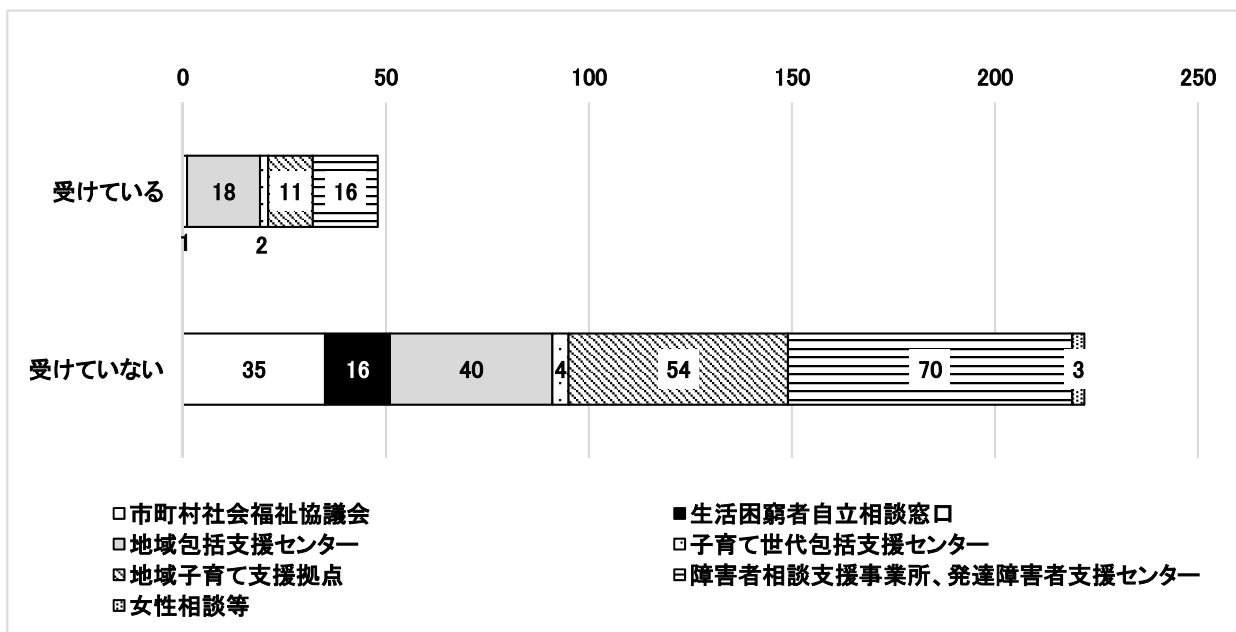
問10 貴機関では、提供する福祉サービスについて外部評価を受けていますか。
(1つ)

(外部評価の状況について)



「受けている」が17.5%、「受けていない」が81.0%となっている。 (件)

【相談機関別】



多くの分野の相談支援機関で、「受けていない」の件数が「受けている」の件数を大きく上回っている。

【問 4 各分野の相談支援機関が関係機関と連携して対応した例（主なもの）】

① 親の介護と子育てを同時にしている世帯

回答者	関わった主な機関	対応結果
地域包括支援センター	福祉事務所、教育委員会、市役所・町村役場、施設（介護老人保健施設、養護老人ホーム）、県社会福祉協議会、医療機関、中学校、法テラス、地区駐在署	要介護 2 人（相談者の祖母と母）母はネグレクト（家族全体）と経済的虐待（相談者の父から）のため、それぞれ、養護老人ホーム、介護老人保健施設へ入所。相談者とその娘は生活困窮者自立支援制度を利用し、生活を父から分離、別居へ。相談者の娘はその後、特別支援学校へ。相談者の父は地域包括支援センターで見守り。
子育て支援拠点	地域若者サポートステーション	一人暮らしの実家の母と同居する妹（子ども一人）との関係について悩みを抱えていた姉の相談。元々、母と妹の関係はうまくいっていなかった。母に対する妹からの言葉の暴力を見かねての相談だったため、身近な相談窓口として紹介し、つなぐ。専門相談支援員が、月 1 回館内で相談対応を実施していたためつなぐ役割をする。

② 高齢の親と、働いていない子が同居している世帯（いわゆる 8050）

回答者	関わった主な機関	対応結果
市町村社会福祉協議会	医療機関、居宅介護支援事業所ケアマネージャー、訪問看護、地域包括支援センター保健師	家計を管理していた母親（80代）の認知症が進行し、同居の長男が金銭管理を行うようになったが、無計画な出費により生活費に困窮する。地域包括支援センターの介入により、母親には介護サービスを導入し、知的能力の低さがみられる長男には保健師が介入することとなった。金銭管理については、当会の日常生活自立支援事業を活用し、自立した生活が送れるよう支援した。
市町村社会福祉協議会	地域包括支援センター、市役所・町村役場、警察、近隣の住民	近隣の住民からの情報で約 3 年間、地域包括支援センターが不定期に訪問し、本人の安否確認と状態確認をし、その都度、市役所・町村役場へ情報を提供・共有してきた。訪問する職員に対しても暴力的な行為がみられ、市役所・町村役場と協議。警察の介入により、本人を保護し、施設入所へつなげた。本人の居場所は息子には知らせていない。県外在住の娘には報告している。

生活困窮者自立 相談窓口	福祉事務所、市役所・町村役場、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、家計改善支援機関、ハローワーク、医療機関、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所	親-地域包括支援センターの見守り、 介護保険申請の検討 子-①家計や債務への助言 ②就労体験先の確保、実施 ③医療機関での心理検査の実施 ④障害者手帳の取得支援 ⑤福祉サービスの利用支援
地域包括支援センター	医療機関、相談支援事業所、福祉事務所、ハローワーク、若者サポートステーション、家族の友人、市役所・町村役場、居宅介護支援事業所	高齢者は要介護認定を受け在宅介護サービス利用。同居の娘が医療保険未加入であったため、納税と医療保険加入への支援を行い受診につなげた。その後一般就労へもつながっている。
地域包括支援センター	福祉事務所、社会福祉協議会、認知症疾患医療センター、居宅介護支援事業所	親が施設入所し、生活保護受給。子は休職中。(親の介護負担がなくなり、職探しができるようになった)
地域包括支援センター	市役所・町村役場(地区相当保健師)、ヘルパー事業所、居宅介護支援事業所(ケアマネ)、デイサービス事業所、地域生活支援センター、就労継続支援B型事業所、地域包括支援センター	両親ともにデイサービス、ショートステイなどの介護サービス、配食サービスを利用し、三女は就労支援施設に通いながら、障害サービスのヘルパーを利用して在宅介護を行った。
子育て支援拠点	市役所・町村役場、兄弟が通っている小・中学校の担当職員、兄弟が通っている保育園の担当職員	定期的に関係機関の職員が集まり、情報交換しそれからの対応を話し合う。その結果、適切な指導や見守りができた。そして現在も支援や見守りを続け、その時々合った対応をしている。
障害者相談支援事業所	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、市役所・町村役場、精神科病院	父親の支援機関から相談があり、一緒に自宅を訪問。当事者の困り事の相談にのり、障害者手帳の申請を支援し、取得。他国民健康保険料支払いの相談同行、障害者年金申請相談の同行等実施。病院受診同行予定。現在、障害福祉サービスの申請、利用調整中。
障害者相談支援事業所	通院先の医療機関、精神科訪問看護、市役所・町村役場、母親の担当ケアマネジャー、ヘルパー事業所	怠業による病状再燃と、母親の介護負担によるストレスで再入院していた。退院前カンファレンスを開催し、担当者同士で役割分担を行った(特に母親については新たにデイサービスを利用する事になったのと、本人には精神科訪問看護を導入することになった)
女性相談等	警察署、市役所・町村役場、自機関	80代女性。息子のいる自宅に戻りたくないとし当所に来所。来所前に警察にも相談したが、自宅へ戻ることを勧められ、自宅に戻ったが、息子と言い合いになり家出。当所に来所。80代で高齢者区分であるため、市役所・町村役場へ繋ぎ、担当者、保健師と面接。認知症の疑いがあるため、息子に連絡し、担当職員と息子とともに病院へ移動した。

② 20歳前後で就労できず、生活支援を必要としている人

回答者	関わった主な機関	対応結果
市町村社会福祉協議会	市役所・町村役場、相談支援事業所、県社会福祉協議会、ハローワーク、市町村社会福祉協議会	県社会福祉協議会の生活困窮者自立相談窓口を利用し、年金受給しながら就労（A型）している。
障害者相談支援事業所	児童相談所、市役所・町村役場、自立訓練事業所、相談支援事業所	生活支援の必要性があり、福祉サービスを利用していたが、本人が利用に同意せず、サービスにつながらなかった。本人がスタッフの面会を拒否しているため、親族を介して制度の説明。

④ 障害の疑いがあるが、手帳の申請や病院の受診を拒否しているために制度の利用ができない人

回答者	関わった主な機関	対応結果
市町村社会福祉協議会	生活困窮者自立相談窓口、市役所・町村役場、福祉事務所、日常生活自立支援事業	生活保護の決定及び開始。日常生活自立支援事業開始により利用契約と支援対応。
生活困窮者自立相談窓口	市役所・町村役場、医療機関（精神科）、民生委員・児童委員、警察、法務局	母親が息子の事で色々な相談機関へ電話をしていた為関係する機関で連携を取り、息子の病院受診を勧めたところ、病院受診へつながった。
子育て支援拠点	医療機関、特別支援学校	特別支援学校の先生が来園し、その園児の様子を観察して保護者に状況を伝えてくれた。保護者は徐々に特別支援学校に相談に行くようになった。
地域包括支援センター	医療機関、社会福祉協議会、市役所・町村役場、補装用具取扱店	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関にて身体障害者診断書を書いてもらい、身体障害者手帳取得 ・補装用具費支給申請を行い、利用者負担なしで補装用具購入 ・生活保護費支給申請を行い、支給決定となる。 ※生活保護受給により困窮が改善され、補装用具を使用し生活範囲も拡大され、病院受診も単独でできるようになっている。
障害者相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所・町村役場 ・警察（駐在所） ・医療機関 	一人暮らしとなり、保健師から相談を受け、自宅を訪問。サービス利用につなげるため、病院受診をすすめるが拒否される。家族に協力してもらい、病院側と受診の調整、当日の対応について打ち合わせを行い、何とか受診できた。医師との面談に立ち会うが、診断書作成できず、本人もサービス拒否されたため、保健師が見守りしていくことになった。

⑤ いわゆる「ごみ屋敷」

回答者	関わった主な機関	対応結果
市町村社会福祉協議会	民生委員、ケアマネ、ヘルパー、医療機関、後見人、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター	対象者が在宅生活を続けるために上記機関でケース会議等を行い、安否確認や金銭管理など連携して取り組んだ。対象者は、施設入所となり、後見人がついたが、ゴミ屋敷への苦情があったため、市町村社会福祉協議会が協力し、ゴミの処分にたった。
地域包括支援センター	居宅介護支援事業所、かかりつけ医療機関、清掃業者	清掃業者を紹介、ごみ屋敷を片づけた。介護保険申請後、居宅介護支援事業所につないだ。
地域包括支援センター	地域包括支援センター、市役所・町村役場、民生委員、警察署、消防署、居宅介護支援事業所、医療機関、家庭裁判所	自宅内のゴミを撤去・清掃し、週1回のヘルパー利用→デイサービス→ショート利用へとつなげ、最終的には病院受診→入院治療→施設入所に至り、また後見申立て手続きにもつなげている。
子育て世代包括支援センター	児童福祉施設、学校、児童相談所、市役所・町村役場、保健センター、警察	母からの支援拒否があり、衛生面は改善されなかった。姉が他県にて保護されたことをきっかけに他の兄弟が一時保護され、施設入所になる予定となった。

⑥ その他

回答者	対応したケース	関わった主な機関	対応結果
市町村社会福祉協議会	ヘルニアが悪化したため、離職となった40代男性。一人暮らしで身寄りなし。	相談所、しあわせネットワーク、市役所・町村役場、医療機関	滞納していた公共料金等をしあわせネットワークで支払い、フードバンクで当面の食材を貸代。生活保護申請の準備と同時に、入院の手続きを進める。現在、生活保護が決定し、入院リハビリ中。退院後にアパートの転居と就活を促す予定。
市町村社会福祉協議会	ギャンブル依存症で金銭管理ができない高齢者支援（ゴミ屋敷状況含む）	市社会福祉協議会、県社会福祉協議会、市役所・町村役場、生活困窮者自立相談窓口、町社ケアマネ事業所、ヘルパーステーション	・日常生活自立支援事業の利用により金銭管理 ・訪問介護の利用により居住環境整備（ゴミ問題） ・県社会福祉協議会のフードバンク利用・ほのぼの協力等による見守り 以上により生活状況安定する。
生活困窮者自立相談窓口	・本人（80代）、子（自律神経失調症）、夫（施設入所）の家族。年金生活で経済的に困窮。 ・子が家計を管理しているができておらず、多重債務の状況。 ・住宅ローンがあり住居喪失の可能性が高い。	福祉事務所、市役所・町村役場、市町村社会福祉協議会、包括支援センター、家計改善支援機関、医療機関、法テラス	① 家計改善支援事業による家計の見直し ② 法テラスを通じての債務への対応 ③ 住まいの確保の支援 ④ フードバンクを利用した食料支援 ⑤ 医療機関の受診・入院（子）

地域包括支援センター	サービスの利用を拒否して、ごみ屋敷化して、近所にお金や電話をかりにいき、地域住民が心配している。	町会長、妻の担当ケアマネ、家族、医療機関、地域包括支援センター	医療機関への受診同行、妻の担当ケアマネとの信頼構築など、少しずつコツコツ関わり介護認定がつき、サービス利用につながった。
子育て世代包括支援センター	精神疾患をかかえ、経済的に困窮している特定妊婦	市役所・町村役場、医療機関	生活困窮の担当課、子育て担当課、医療機関と連携し、手当の給付につなげているところである。産後も、母児愛着や子育てがスムーズにできる様支援していく方針を共有した。
地域子育て支援拠点	支援を要する児童の発達検査を行うと同時に家庭における虐待防止	児童相談所、教育委員会、小学校	家庭内で子どもの関わり方が前向きとなった。就学指導委員会の審議を経て、学校見学を行い、就学への方向性を見出した。
障害者相談支援事業所	障害児のいる両親で父は発達障害、母は精神疾患があり生活の安定が図れないケース	市役所・町村役場、社会福祉協議会、特別支援学校児の相談支援事業所、放課後等デイサービス、母の相談支援事業所、生活介護事業所、父親に対する就労支援センター	現在もニーズが充足されず、会議は不定期ながらも継続中。
障害者相談支援事業所	障害児者への虐待ケース。虐待者（親）の自覚が薄く、虐待そのものへの理解（認識）がずれているケース。	児童相談所、特別支援学校、市の担当部署、各サービス提供事業所	一時保護、保護解除を経て障害福祉サービスを利用しながら、見守り体制及び虐待者へのケアを継続中。
発達障害者支援センター	中1で様々な感覚刺激に過敏な為、情報量に圧倒され、注意散漫になり、不快感に耐えられず活動に集中・参加できず、学校にも行けていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センター ・学校の教師 ・相談支援専門員 ・医療機関 ・地域活動支援センター ・放課後等デイサービス 	発達障害者支援センターに相談があり、上記関係機関との連携で、発達障害の診断と手帳の手続きを進め、相談支援専門員から福祉サービスを計画してもらい、地域活動支援センターで本人が居られる環境を工夫し、その成果を学校にも取り入れ、今では2時限目から5時限目までの授業4コマに出席できるようになった。放課後等デイサービスも利用している。

「地域福祉推進に向けたアンケート調査」について
(相談支援機関用)

日頃から、青森県の地域福祉推進にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。
青森県では、各市町村地域福祉計画の推進を支援するため、青森県地域福祉支援計画を策定しています。

このアンケート調査では、計画を着実に進めるため、各相談支援機関の皆様に、組織間の連携等に関するお考えをお伺いするものです。お忙しい中大変恐縮ですが、別紙アンケート項目にご回答いただきますようお願いいたします。

なお、集計結果につきましては、後日、青森県のホームページ等で公表いたしますが、アンケートの回答は全て統計的に処理し、回答者を特定して公表されることはありませんので、ご協力よろしくようお願いいたします。

令和元年11月

青森県健康福祉部健康福祉政策課

【質問事項】

- I 他分野の相談や複合課題への対応について（問1～問4）
- II コミュニティソーシャルワーカーについて（問5～問7）
- III 福祉サービスの自己評価について（問8～問10）

【回答に当たってのお願い】

- 各種相談支援機関全般にわたる質問となっているため、貴機関に該当しない設問がある場合は、貴団体のお考えとしてご回答ください。
- 回答は、それぞれの質問に従って○を付けてください。
- 選択肢の場合、○の数は質問によって異なりますのでご注意ください。また、「その他」と回答された時は、（ ）内に具体的に内容を記入してください。
- ご記入が済みましたら、お手数ですが調査票のみ同封の返信用封筒に入れて切手を貼らずに**11月30日（土）まで**にポストへご投函ください。

ご回答いただく上で不明な点、調査に対するお問い合わせは、下記までお願いします。

青森県健康福祉部健康福祉政策課 地域福祉推進グループ

電話 017-734-9281

「地域福祉推進に向けたアンケート調査」について
(相談支援機関用)

機関名	
機関住所	
電話番号	F A X 番号
ホームページアドレス	メールアドレス

《 I 他分野の相談や複合課題への対応についておうかがいします》

問 1 貴機関が住民から受け付けた相談内容が、貴機関が主に関わる専門以外の分野の内容であったり、貴機関が通常関わる業務範囲以外の相談内容である場合、どのように対応していますか。(2つまで)

- ① 直接担当する機関に連絡し、相談者と同行してつないでいる
- ② 直接担当する機関に連絡し、相談者と同行せずにつないでいる
- ③ 市役所・役場の担当部署に連絡している
- ④ 相談者に担当部署や相談先を伝え、相談者から直接担当部署へ相談してもらっている
- ⑤ 業務範囲以外の相談内容であっても、できる範囲で対応している
{ ※対応の多い内容を記載してください。 }
- ⑥ その他の方法で対応している
{ ※対応を具体的に記入してください。 }
- ⑦ 専門以外の相談を他の機関につないだり、業務範囲以外の相談に対応したりしていない

問4 貴機関でこれまで、複数分野の課題を抱えるケースに対し、関係機関と連携して対応した例があれば、一つのケースについて対応結果を下記に記入してください。

対応したケース (右のいずれかに○をしてください)	① 親の介護と子育てを同時にしている世帯 ② 高齢の親と、働いていない子が同居している世帯 (いわゆる8050) ③ 20歳前後で就労できず、生活支援を必要としている人 ④ 障害の疑いがあるが、手帳の申請や病院の受診を拒否しているために制度の利用ができない人 ⑤ ごみ屋敷に暮らす人 ⑥ その他 ※具体的に記入してください
関わった機関	
対応結果	

《Ⅱ コミュニティソーシャルワーカーについてお聞きします》

問5 コミュニティソーシャルワーカー (※) の配置についてお聞きします。あなたの機関にコミュニティソーシャルワーカーは配置されていますか。(1つ)

- ① 配置されている ② 配置されていない

(※) コミュニティソーシャルワーカーとは、地域において生活上の課題を抱える個人や世帯に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援 (=コミュニティソーシャルワーク) を行う役割を担う人のことです。

問5-1 問5で「① 配置されている」を選んだ機関におうかがいします。貴機関のコミュニティソーシャルワーカーはどのような活動をしていますか。（あてはまるものすべて）

- ① 要援護者からの相談受付
- ② 必要なサービスへのつなぎ
- ③ 各種福祉サービスの利用申請支援
- ④ ケース検討会の開催
- ⑤ 住民活動の育成支援（住民との懇談会開催、組織化の支援など）
- ⑥ 地域住民に対する福祉サービスの利用方法等の情報提供
- ⑦ 新しいサービスの開発
- ⑧ その他（)

問6 コミュニティソーシャルワーカーの配置は必要だと思いますか。（1つ）

- ① 必要だ
- ② 必要ない
- ③ わからない

問6-1 問6で「① 必要だ」を選んだ機関におうかがいします。コミュニティソーシャルワーカーはどこに配置すべきだと思いますか。（1つ）

- ① 市役所・町役場
- ② 社会福祉協議会
- ③ 社会福祉法人
- ④ 地域包括支援センター
- ⑤ 障害者相談支援事業所
- ⑥ 地域子育て支援拠点
- ⑦ その他（)

